

## 議 事 日 程 ( 第 2 号 )

平成26年12月3日(水曜日) 午前10時 開議(本会議)

- 日程第 1 ※一般質問  
※専決処分
- 日程第 2 議第74号 平成26年度遊佐町一般会計補正予算(第5号)の専決処分の承認について  
※一般議案
- 日程第 3 議第75号 平成26年度遊佐町一般会計補正予算(第6号)
- 日程第 4 議第76号 平成26年度遊佐町国民健康保険特別会計補正予算(第2号)
- 日程第 5 議第77号 平成26年度遊佐町簡易水道特別会計補正予算(第2号)
- 日程第 6 議第78号 平成26年度遊佐町公共下水道事業特別会計補正予算(第1号)
- 日程第 7 議第79号 平成26年度遊佐町地域集落排水事業特別会計補正予算(第2号)
- 日程第 8 議第80号 平成26年度遊佐町介護保険特別会計補正予算(第2号)
- 日程第 9 議第81号 平成26年度遊佐町後期高齢者医療特別会計補正予算(第2号)
- 日程第10 議第82号 平成26年度遊佐町水道事業会計補正予算(第1号)  
※条例案件
- 日程第11 議第83号 遊佐町指定介護予防支援等の事業の人員及び運営並びに指定介護予防支援等に係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準を定める条例の設定について
- 日程第12 議第84号 遊佐町指定地域密着型サービス事業者等の指定に関し必要な事項を定める条例の設定について
- 日程第13 議第85号 遊佐町地域包括支援センターにおける包括的支援事業の実施に関する基準を定める条例の設定について
- 日程第14 議第86号 遊佐町指定地域密着型サービスの事業の人員、設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例の制定について
- 日程第15 議第87号 一般職の職員の給与に関する条例の一部を改正する条例の制定について
- 日程第16 議第88号 社会福祉法人の助成に関する条例の一部を改正する条例の制定について
- 日程第17 議第89号 遊佐町国民健康保険条例の一部を改正する条例の制定について
- 日程第18 ※補正予算審査特別委員会の設置について

☆

本日の会議に付した事件

( 議事日程第2号に同じ )

☆

出 欠 席 議 員 氏 名

応招議員 13名

出席議員 13名

1番	筒井義昭君	2番	高橋久一君
3番	高橋透君	4番	土門勝子君
5番	赤塚英一君	6番	阿部満吉君
7番	佐藤智則君	9番	土門治明君
10番	斎藤弥志夫君	11番	堀満弥君
12番	那須良太君	13番	伊藤マツ子君
14番	高橋冠治君		

欠席議員 なし

☆

説明のため出席した者職氏名

町 長	時 田 博 機 君	副 町 長	本 宮 茂 樹 君
総務課長	菅 原 聡 君	企画課長	池 田 与 四 也 君
産業課長	堀 修 君	地域生活課長	川 俣 雄 二 君
健康福祉課長	本 間 康 弘 君	町民課長	渡 会 隆 志 君
会計管理者	富 樫 博 樹 君	教育委員	高 橋 栄 子 君
教育委員	那 須 栄 一 君	選挙管理委員	高 橋 藤 正 君
農業委員	佐 藤 充 君	委員	
会長代理		委員	
代表監査委員	金 野 周 悦 君		

☆

出席した事務局職員

局 長 佐 藤 源 市 次 長 佐 藤 光 弥 書 記 佐 藤 利 信

☆

本 会 議

議 長（高橋冠治君） おはようございます。

ただいまより本会議を開きます。

（午前10時）

議 長（高橋冠治君） 本日の議員の出席状況は、全員出席しております。

なお、説明員としては、渡邊宗谷教育委員会委員長が所用のため欠席、高橋栄子委員長職務代理者が出席、高橋正樹農業委員会会長が公務のため欠席、佐藤充会長代理が出席、その他町長以下全員出席しておりますので、ご報告いたします。

本日の議事日程は、お手元に配付のとおりであります。

日程第1、昨日に続き一般質問を行います。

13番、伊藤マツ子議員。

13番（伊藤マツ子君） おはようございます。それでは、私のほうから防災についての一般質問を行います。

最初に、土砂災害への対応について質問します。去る8月に広島市を襲った土砂災害をテレビなどを見て、瞬間的に土壌などの違いはあっても、私たちの町でこんなことがあったらと頭をよぎりました。あのとき広島市に降った雨は1時間当たり最大で121ミリ、降り始めから雨量は287ミリと言われます。同じ広島市内でも別の地域での最大1時間当たりは50ミリでした。これも大変な雨ですが、局地的に大量の雨が降ったことがわかります。近年このような今まで経験したことがないという雨が、日本のあちこちを、しかも局地的に襲っています。県河川課によると、1時間当たり30ミリ以上の豪雨は年間平均15.5回、20年前の3.2倍となっています。

年間雨量が世界一と言われる鳥海山を抱えている我が遊佐町に同様な雨が降る可能性は、異常気象の中、否定できません。広島のような雨がこの地に降ったらと思うと、ここに住んでいる私たちにとっても他人事では済まされない問題です。雨足が強くなると、杉沢南部の住民にとっても土砂災害への危険を感じながら生活しているというのが実情です。

広島市の災害を受け、さきの国会で「土砂災害防止法」が改正されましたが、現行の「土砂災害防止法」でも土砂災害警戒区域でやらなければならないことは明確になっています。我が町の土砂災害警戒区域指定は、予定分も含め32カ所となっています。うち土石流の指定は12カ所で、杉沢南のタテソ沢、フクバラゾ、フクベラゾの3溪流が入っています。県が公開している警戒区域図によれば、それぞれ杉沢南部の住宅地を襲うようになっています。町の防災計画によると、フクベラゾで31戸、タテソ沢で21戸が巻き込まれます。指定予定のフクベラゾも警戒区域図から推定すると30戸前後が巻き込まれそうです。土石流が発生する危険のある雨量は単純には言えないようですが、国土交通省が出したのではないかとと思われるチラシでは、1時間雨量20ミリ、降り始めからの雨量が100ミリを超えたら注意となっています。また、山形地方気象台が大雨注意報を出すのは、1時間当たりの雨量が40ミリ、警報を出すのは60ミリとなっていま

す。気象庁のパンフ「雨と風」では、1時間雨量20ないし30ミリで小規模の崖崩れが始まる。30ないし50ミリで山崩れ、崖崩れが起きやすくなる、50ミリを超えたら山間部では土石流などの土砂災害の危険が高くなるとなっています。

広島のような集中豪雨に襲われれば、杉沢南の3つの溪流で同時に発生する可能性は非常に大きいと考えざるを得ません。私は3つの溪流で同時に発生する可能性があるのではと危惧しています。そうなれば災害の規模は想像以上で、杉沢南部のほぼ全戸が巻き込まれる可能性も否定できないと考えます。

そこで具体的にお尋ねいたします。第1は、土砂災害と雨量の関係の周知について伺います。先ほど上げましたが、1時間20ミリ、降り始めから100ミリになったら注意、注意報が出て1時間雨量が40ミリを超えたら避難準備など、わかりやすい目安を周知することが重要ではないかと考えます。目安を示されれば、テレビなどのニュースを見て自発的に避難することもできます。町が目安を定め、周知すべきではないかと思いますが、所見を伺います。

第2に、現行の土砂災害防止法でも警戒区域では「土砂災害に関する情報の収集、伝達、予警報の発令、伝達、避難、救助等の警戒態勢を確立」しておき、中心的役割を担う市町村では防災計画の中で警戒区域ごとに警戒避難態勢に関する事項を定めることになっています。警戒区域に指定されてから約9カ月経過していますが、どういう検討をされているのか伺います。

第3に、現行法では町長は区域ごとの特色を踏まえた土砂災害情報の伝達方法、避難地に関する事項及び円滑な警戒避難に必要な情報を住民に周知させるため、これらのことを記載したハザードマップなど、印刷物を配布し、その他必要な措置を講じることになっています。いつまで、どういう対応をされる考えかお尋ねします。

第4に、フクベラゾ以外の2カ所は砂防堰堤がつくられているから大丈夫という考え方もあるかもしれませんが、実際に発生している土石流は砂防堰堤を埋め尽くし、乗り越えて下流を襲っている場合が多いようです。砂防堰堤を乗り越える土石流への対策についてはどう考えているのか伺います。あわせてフクベラゾへの砂防堰堤建設はいつごろになるかも伺います。

第5に、河川の河床の掘削などについてです。9月議会の常任委員会でも申し上げましたが、月光川などの河川には大雨などで流出された土砂などの影響も含め、川幅が狭められているところが多々見受けられます。これらの状況は大雨が降った時点においては、河川の氾濫につながるのではないかと危惧します。町では県に何度も対応していただきたいと申し上げてきたと答弁でした。私が毎日のように見ている月光川などは草木が生い茂り、中州のような状態のところもあります。このまま放置しておけば、これらがますます拡大していくと思います。放置すればするほど掘削作業に多額のお金もかかることになります。県に対して早目、早目の対応をしていただきたいと強く申し入れていただきたいと考えますが、町の考え方をお伺いいたしまして、壇上からの質問を終わります。

議長（高橋冠治君） 時田町長。

町長（時田博機君） おはようございます。それでは、13番、伊藤マツ子議員に答弁をさせていただきます。

集中豪雨が近年本当に頻発をしております。広島市の安佐南区ですか、大変な被害で、まだ仮設住宅もままならないという現状を見ますときに、本当に大変お気の毒だなと思いながら、いち早い復興を望みた

いと思っております。

それでは、伊藤マツ子議員の質問に答弁をさせていただきます。土砂災害防止法による危険地域は、山形県内で4,373カ所、庄内地域で1,310カ所あると報告をされております。遊佐町においては16集落、26カ所が土砂災害警戒区域に指定されており、うち24カ所は土砂災害特別警戒区域を含むものが平成26年2月時点で県指定箇所となっております。また、今年度6カ所が新たに指定見込みとなっております。土砂災害警戒区域の内訳としては、土石流に対する警戒区域が12カ所、急傾斜地の崩壊による警戒区域が20カ所となっております。県では平成15年から危険箇所の調査を進め、土砂災害防止法の区域指定を今年度で終了し、各集落への説明を行ってきたところであります。土砂災害防止法の趣旨は、砂防工事などのハード対策に多くの時間と予算がかかるのに対して、特に近年のゲリラ豪雨等による急激な豪雨による土砂災害から人命を守るために危険箇所を事前に周知し、いざというときに避難するためのソフト対策を両輪としており、今年度の区域指定と集落説明会はソフト対策として実施されてきたものと理解しております。

最初にありました質問で、町が目安を定め周知すべきではないかと、避難のことでありますけれども、雨量の関係についてありますけれども、土砂災害と雨量の周知については、遊佐町地域防災計画において避難準備情報、避難勧告、避難指示を出す基準を設けて対応しておりますが、広島県での土砂災害を踏まえ、判断基準を一段引き上げて土砂災害警戒情報が発表された時点で避難勧告を出すことに改められました。こうした基準を踏まえると同時に、気象庁とのホットライン等を通じて情報をいただきながら、住民に対する早目の情報提供を行うよう努めてまいりたいと思っております。

質問の2番でありますけれども、警戒区域に指定されて9カ月経過して、どのような検討をされているかという点であります。県による警戒区域の指定は、現在手続中である今年度の6カ所の指定で町内の箇所指定が完了する予定であることから、特に危険と考えられる箇所については、県に対してハード対策の要望を行っていくということはもちろんですが、各集落の自主防災会組織と力を合わせて豪雨発生時の避難情報の提供と、避難場所やそこまでの具体的なルート設定などをあわせてハザードマップの作成を行っていきたいと考えております。

第3は、ハザードマップの印刷物を配布して、必要な措置を講じることにどうなっているかという質問でありました。土砂ハザードマップは各集落の自主防災組織と一緒に作成する必要があり、平成27年度、28年度までの作成配布を予定しているところであります。ハザードマップにつきましては、避難ルートや避難場所、緊急時の連絡体制などを明記し、県や関係機関と協力して土砂災害発生を想定して毎年実施している訓練に、各集落の自主防災組織にも参加をいただき、避難勧告が出された場合の集落内の情報伝達方法等についても訓練が行えるようにするというので、迅速な避難態勢の構築を図っていきたいと考えております。

質問の第4でありましたタテソとフクバラゾは砂防堰堤できたけれども、フクベラゾにはまだ実際には砂防堰堤は完成していないということで、乗り越えてくる可能性もあるのではないかと、そのような対策にということでありました。土砂災害防止法の趣旨は、ハード対策としての限界を踏まえ、想定を超えるような災害に関しても、人命を優先するための避難対策の重要性が明記されているものと理解しております。特に近年の短時間での集中豪雨に対しては、砂防堰堤があれば安全であるという認識では不十分と言わざるを得ません。町として避難対策の充実に努めていく必要があると考えております。また、ただし

時間や予算がかかるということは、町民の安全のために特に危険と考えられる箇所については、早急な砂防工事の着手について県に対して要望して行ってまいりたいと、このように思います。

私もタテソ、フクバラゾの工事にかかる前から議会議員として関連しておりましたけれども、フクバラゾについてはこれまで全く対象としていただけなかったということがありますけれども、近年の県の土砂災害ハザードという意味でいけば、新たに指定をしていただけるものだと期待をしております。

第5番目であります。河川の河床の掘削など対策を早急に求めるべきではという質問でございます。ご承知のとおり、2級河川の管理は山形県となっておりますが、河川の状況を詳細に把握することは県としても難しい状況にあると思っております。河川しゅんせつ及び支障木撤去につきましては、毎年6月に県庄内総合支庁河川砂防課より照会があり、その都度町から情報を提供するという形で河川しゅんせつ及び支障木撤去の要望を行っている状況であります。要望に対しては県が優先順位をつけ、計画的に実施していく仕組みとなっております。本町からの平成26年度の要望は、野沢地内（庄内高瀬川、地抜川、野沢川の合流点）と、2つ目としては遊佐地内（月光川、月光橋上流）の2件についてしゅんせつ要望を行いました。1つ目の野沢地内については、県よりしゅんせつ工事を行っていただきました。近年月光川本流の水害につきましては、上流に治水ダムが完成してから幸いにして大きな災害は発生していない状況にありますが、議員指摘のとおり、河川の土砂堆積については河川の氾濫につながる可能性がありますので、得た情報についてはできるだけ早く県に情報を提供するとともに、早期改善について要望していきたいと考えております。

県議と語る会もしっかりと、非常に有効な手段の一つとして考えておりますので、それらの情報についてはやっぱり酒田、飽海選出の県議会議員5人いらっしゃるわけですから、その議員とともにやっぱり力を合わせてしっかりお願いする。そしてやっぱり今後とも県との連携を図りながら、災害の未然防止に努めてまいりたいと考えております。

以上であります。

議長（高橋冠治君） 13番、伊藤マツ子議員。

13番（伊藤マツ子君） 今町長から答弁をいただきましたので、再質問を行います。

まず、私は杉沢南のいわゆる土石流に関連する災害不安について大きくは述べたつもりではありますが、遊佐町には当然今町長からもお話があったように、杉沢南部だけではないというふうなことは、それは確かにそうであります。先ほど杉沢南部のいわゆる危険区域に指定されている、指定された場所の戸数のお話もたしかしましたが、これは杉沢だけではなくて、杉沢が一番土石流危険渓流ということでは、これ町の防災計画から取り上げたものでありますが、タテソ沢、これが21戸、フクバラゾが36戸、そしてこれより少ない、杉沢南部よりは少ないところでは鹿野沢が戸数としては28戸ありますし、女鹿が34戸、そのほか洗沢だとかさまざま吹浦方面いろいろ幾つか、鳥崎もあります、湯ノ田もあります。そういうふうな状況で数字がこちらに掲示をされております。多少空き家状態の部分もあろうかなと思いますので、少し若干現実としては数字が違うかなというふうなところも考えられますけれども、基本的にはこういう状態があるということでは把握をしておりますので、私は杉沢南のことを中心に取り上げたのは、やはりそこに住んでいる一人の人間としてあるいは議員として、その状況をずっと見てきたから、やっぱり取り上げられやすいのです。でも、これは全町につながっていく問題でもありますので、そういうふうな見方として

杉沢南部を取り上げたというふうにして解釈をしていただければ大変ありがたいなというふうにしております。

そこで2回目の質問に入るわけでありませけれども、今いろいろ町長からは説明をいただきましたが、要するに住民にとって避難をするということはどういうことなのかというふうにして思うのです。どういときに避難をしたほうがいいのかという、そういう具体的なものがはっきりと示していただかないと、なかなか避難しましょうというふうな形にはならないのではないかとというふうなことで、再度お尋ねをいたしたいと思っております。どこにどのような避難をすればいいのか。杉沢南であるならば、第1次避難場所の指定である蕨岡小学校グラウンドに避難をとっておりますが、土石流は時速20キロから40キロと言われております。早目に避難をしないと逃げおくれ、土石流に巻き込まれる危険があります。それだけに目安を示し、日ごろから心の準備をしておき、早目の避難をするというのが基本だと思っておりますので、具体的な避難計画は大変必要だと思うのですが、それらのことについては今後自主防災組織などと一緒に対応していくというふうなお話がありましたが、現在町として考えていることでは、具体的にはどのような方法で避難をさせていくのかということがあればお聞きをしたいと思っております。

そして2つ目にこのようにいわゆる避難、このような行動をとってもらうにはどうすればいいのかと、これも大事なことだというふうにして私は思います。実際にはどのようなときにどう行動したらいいかわからないということがあるのだと思っております。例えばこれぐらいの雨だとこの程度だと大丈夫ではないとか、あるいは家が一番安全であってほしいというのが人間の本来の心理だと思えるのでありますけれども、こういったことに対してやはり避難をしなければならぬのだというふうな意識をどうやって住民に持たせていくのか。なかなか家から離れられないというのは、いろいろな思いがあるのだと思うのですが、しかしこれまでの土石流などの災害の状況を記憶をしておりますことには、やはりそれらが住民の思いが絡み合って逃げおくれ、そのことが結果として生命を守れるのか、守れないのかという、別れ目にもつながっていくのではないかなというふうにして思います。一番重要なのは、土石流がどのように恐ろしいかということを経験者に具体的に知らせていかななくてはならないのではないかとというふうにして私は考えております。この場所は危険区域ですよ、だけでは大きな、大ざっぱな避難対策にはつながらぬのだと思うのです。先ほど避難路、避難場所、避難経路の対応も考えていくというふうな、自主防災と一緒に検討していく、あるいはそれを前もって訓練等で歩いてみるのかなと、そういうふうなお話もあったわけですが、それを事前に町としては言って、こういうふうな場合には避難を事前にしなければならぬのだというふうなことを、前もって町としては町民の生命、財産を守る立場からやはりそこは独自に検討する必要があるだろうと思っておりますので、ぜひその辺をいわゆる自主防災組織などとの話し合いが持たれる前に、住民に対してやっぱり提示をできるような対応策が私は必要であろうというふうにして思いますので、その辺のことを伺いたいと思っております。

それから、避難とは何かだと思うのです。命が危ないという危険がない限りは家から出ないという町民の意識があるであろうということは大変想像できますが、まだ大丈夫という気持ちがどうしても出てくるのだと思います。私もそういう気持ちがやはり時々まだ大丈夫だろう、まだ大丈夫だろうという気持ちがやっぱり時々あると、私自身もありますので、これは一般の住民の気持ちであろうかなというふうにしております。これはここにいたい、この家の中にいたい、いて助かりたいというのが住民の最大の願いであ

ろうかなと思います。そのようなときに外は当然のごとく大雨が降っている。あるいは風もすごいということが想像されるわけですが、このようなときに外に出ること自体ちゅうちょすることもあり得るのだというふうにして思います。このような住民の不安にどう町は前もって対応をしていくのか、その地域との、集落との話し合いの前提の中でこれらも含めて考えをきちんとまとめておかななくてはならないのではないかなというふうにして思いますので、そのこともあわせてお伺いいたします。

それから、3つ目は安全な場所をつくっておく必要があるであろうというふうにして思います。杉沢の伝承館は指定避難所というふうな形になっておるようでありませうけれども、この場所をご承知のように土石流の災害時にはこの場所もその指定の場所に、いわゆる災害の場所に指定されている場所でもあります。そうすると、杉沢の伝承館には避難することができないのです。そうすると一体杉沢南部の人たちはどこに避難をすればいいのか。蕨岡小学校のグラウンドまで避難をするということは、これは集中豪雨の中で果たしてそこまで行かれるのだろうかという懸念もありますし、ワイパーを動かしてもなかなか前方が見えない、あるいは夜中の暗闇の状態の中では運転することも不安であるというふうな、いろいろな問題が出てくる可能性があるのだと思うのです。いざというときには、一体どこに逃げていくのか、できるだけ近い場所に逃げられる、避難するところが必要なのだと思うのです。そういう場所を地域の住民、集落の住民はきちんと把握をしておかななくてはならない。けれども、避難する場所がないというふうになったときには、最低でも私はこれは町にお願いをしたいのですが、隣の集落の公民館、そこがだめならまだ隣の集落の公民館をお借りをして、そしてそこを一時的な避難場所にしていただけないのかどうかということ、一番の現在では早道なのかなというふうにして思うのです。新たに避難場所をつくるために新たな建物をつくるということは、今の経済情勢あるいは町の財政状況から見ても、それはかなり難しいことだろうなというふうにして思いますので、ぜひ私が町へお願いをしたいのは、そういう集落公民館に対して町がぜひこういう場合は集落公民館への一時避難としてお願いをしたいと、これは区長会などでそういうことを地域の皆さんにお願いをしていただけたらいいのではないかと、そのことによって関係する住民の命が救われるかもしれないと思うのです。そうならば、各集落の公民館はかつては改築に当たっては国の大半の支援事業がありました。しかし、今はもう何年も前からそういう支援事業はありません。たまに宝くじでの関係で集落の公民館を改築をしたということはありました。それ以外はほとんど独自のお金を持って改築をしているというケースが多くなってきておりますし、集落の公民館には維持管理も必要経費としてあるわけですが、それでも生命を守っていくためにはそこへ危険な住民がいた場合にはそこをよりどころにして、一時避難場所として指定いただきたいと、お願いしていただきたいと。そしてそれが区長会等で了承いただけるならば、やはりこのことについては防災計画のどこかに載せていただきたいと、私は思いますので、このことについてもお尋ねをいたします。

そして4つ目に、日ごろから危険箇所や避難経路を確認しておくことが大変重要ですが、それは個人で常日ごろから頭に入れ、行動をとってみることが個人でも私は大事だというふうにして思います。それは町としても町民がそういう認識をしっかりと持ってくださいよと、そういう指導もしていただきたいというふうにして思います。これが4つ目です。

そして5つ目でありませうけれども、広報にやっぱり災害対策について特集を、連載あるいは時々やっぱり定期的に、1回限りではなくて載せていくと。そしてそこには当然危険箇所、そして戸数は何戸あるか



も含めて、集落単位で例えば1ページを集落の2カ所、3カ所に分けてこの集落にはこういう危険な問題がありますよと、このためにどういう方策をすべきがいいのかといったようなぐあいのもをやはり載せていくということが、いわゆる私たちここに住んでいる町民の意識を災害が常にあり得るのだという意識を持つためにも、これは定期的に、継続的に連載としてぜひ載せていただきたいというふうにして思うのです。

そして全体的なものとして載せる場合は、これは木曾町の例ではありますが、そのほかにもたしかありましたけれども、土砂災害が起きた場合には、災害をいわゆる土石流が流れてくるのを背中にして逃げれば、これは大変な危険があると。ですから、そういう場合は直角に逃げてくださいと、そういう具体的な例をきっちりと載せているのです。そういう方法をぜひ取り入れていただきたいと。また、これは気象庁「雨と風」、先ほど申しあげました「雨と風」、この中にはこのように掲載されているのです。たった50ミリと思われるかもしれませんが、1平方メートル当たり50リットルになります。傘を開いたときの面積がおおむね1平方メートルなので、1時間傘を差していると傘には牛乳パック50本分の雨が当たることになります。私はこういう具体的な掲載の仕方が必要なのだと思います。

概念的な話ではなかなか本筋が伝わらないと、私たちは専門家ではありませんので、やっぱり本筋が伝わるような災害の危険性を提供していただきたい、これはぜひ広報等に載せていただき、全国のこういった具体例を例にしながら、ぜひ広報に載せていっていただきたいなというふうにして思います。

それから、河川のいわゆる河床の掘削については、今町長からお話がありました。余りにも数が多くてなかなか把握し切れない。これはそのとおりだろうなというふうにして私も認識をします。そして町長は県会議員の皆さん方も活用させていただきながら、町として要望を上げていきたいというふうなお話がありました。それはそれで大変結構だと思うのですが、私は県はもらった情報をそれをどのように生かし、どのように計画にのせていくのかというところがやはり見えないのです。毎年、毎年要望をしてきたけれども、幾つかのところはされてきたようなお話がありました。でも中心となる月光川の状況をぜひ県のあるいは庄内支庁の担当者の方を連れてきて、このような状況になっているのです。万が一の災害が起きたら大変なことになるような状況が考えられるのです。ですから、現場をしっかりと担当者の方にも見ていただいて、これはこのままにはしておけないと、あの草木や土砂がそのまま仮に下流に流れていったらどうなりますか。必ずどこかで氾濫しかねないような状況に陥るのだと思うのです。これはほかの川、熊野川もそうですが、いろんな川のお話がありました、町長からは。でもやはり外郭的なことで済ませないで、きちんと県はどこがどのように危険なのかということをお知らせをするのが、情報提供するのは町だというふうにして今の説明の中でわかりましたけれども、それならそれだけの対策をきちんと県にとっていただくところまで、町は県に迫っていかないと、このままずるずる、ずるずると流れていきかねないのだろうなというふうにして思いますので、そうではないのだったらそうではないというふうなお話をぜひ町長からはしていただきたいというふうにして思いますので、このことを中心に大変多い質問になりましたけれども、ぜひご答弁をいただきたいと思います。

議長（高橋冠治君） 時田町長。

町長（時田博機君） 町は地域防災計画、しっかりとことしもまた改定をいたしました。分厚い資料は議会の皆様にお届けして、要旨についても提供しているはずですから、まずしっかりとあの厚い資料をぜひ

とも読んでほしいなとお願いしたいと思います。

詳細については担当の課長に答弁させますけれども、河川について申し上げます。河川については、私は何も手抜きをしているのではないと思っています。町としてはしっかり把握をしながら、県にはお届けている。ただ、県の段階でどのような判断をするかというのは、私たちは県議会に参加する資格はないわけでありまして、当然それは県議会議員にやっぱり力を発揮していただくということが、これは議会制民主主義のルールであろうと思っています。あるとき日向川私も大分県議にお願いして無料で石をとっていただきました。日向川の橋脚に激流が当たるという状況が発生しましたので、県は無料で土砂を提供するからとってくださいよという話ししてとっていただきました。地元の皆さんに漁業関係者に大変なお叱りをいただきました。県は何も地元の話を聞かないでただとるだけとらせてあと終わりだったと、地元の内水面の皆さんはやっぱり魚道とかの問題ではやっぱり私たちにも相談してくれないかという話もあった記憶があります。

月光川につきましては、私はかなり以前よりは進んできたのだけれども、また毎年毎年の災害、特に熊野川についてはかなり中はさらっていただいた記憶があります。遊佐町の宮田の出身の県会議員がいた当時は本当に、本当にきれいにしていただいたのですけれども、あれ以降なかなか県議の先生が見ないのでしょうか、その辺わからないのですけれども、県の議員の先生からも力いただいているのですけれども、それ以上に堆積物がまたしっかりと埋まってしまったという現状は、地域の皆さんから声を届けていただいていると思っています。それらについてはやっぱり町としてできること、県にしっかりと情報を提供すること、お願いをすること、そしてやっぱり県議の力をおかりすること、何せ河川については2級河川、山形県管理であるということを経験的に考えていきたいと思っています。

心配しているのは、私は実は河口のほうなのです。吹浦の漁港の河口の辺が一遍しゅんせつを県からしていただきました、西浜橋から河口までの間でしたけれども、あれは遊魚の皆さんが通れないということもありましたけれども、一番の危険は今津波が7.5メートルから9.3メートルが押し寄せるという情報がありましたときに、河川、特に吹浦の市街地を抱えるところでは、やっぱり河口のエリアのしゅんせつが西浜橋の上流側、7号線までの間、そこら辺のしゅんせつを本当にしっかりしておかないと、災害一番怖いなという思いで要望はしています。なかなか予算との関係でオーケーもらえない。特に今高速道路の工事が始まっておりますので、それらのしゅんせつした材料を高速道路で使える状況で何とかお願いできないかということも逆提案をさせていただいている状況であるということをご理解をお願いしたいと思います。

議長（高橋冠治君） 菅原総務課長。

総務課長（菅原 聡君） それでは、私のほうから答弁をさせていただきたいと思います。

今年度に入りまして豪雨、それから台風、そして津波の想定高の変更、さらに火山噴火というような被害というようなことで、自然災害が多発をしているという状況、マスコミのほうでも随分報道もされました。そういう中で町民一人一人が自然災害に対する防災意識あるいは危険を感じる意識については、大分感じる場所があったのではないかなというふうにして思っておりますけれども、その中で今回土石流、土砂災害の部分についてのご質問でございました。

土砂災害については、昨年の伊豆大島の土石流の被害、行方不明も含めて39名の方がいらっしゃるとい

うこと、それから8月の広島土砂災害ということで質問のほうでも触れられておりましたけれども、そういう状況で災害が起きているという中では、避難勧告の指示がおくれたというようなことが指摘をされておるといところであります。そういった中で国のほうでも各自治体で定めております地域防災計画あるいは避難勧告の判断基準についての扱いについて、十分早目の避難勧告を出しなさいと、こういう通知を受けておったところでもあります。それを受けまして、私のほうの町でも避難勧告の判断基準といたしまして、土砂災害警戒情報が出た段階で避難勧告を出しましょうというような取り扱いを現在しておるところでございます。土砂災害警戒情報というものは町で出すものではなくて、県と地方気象台が地域の特性、土壌、それから雨の降り方、さらにそれまでの雨の状況、経過を踏まえてその部分について土砂災害が発生する危険性が高いというふうにして判断した場合に出す情報でありますけれども、これが出た段階で避難勧告を出しましょうということで考えているところでもあります。

そういう避難勧告を出したとしても、例えば空振りになると、こういうお話でした。それも当然予報ということでもありますから、そういう事例もあるでしょうけれども、国の通知の中でも空振りを恐れずに避難勧告を出していただきたいと、こういう中身の通知を受けているところでもありますので、そういう形でこちらのほうでも土砂災害警戒情報が出た段階で避難勧告を出したいと、こういう考え方を持っています。

ことしの10月に台風が2つ大きなものが日本列島に上陸をしたのも記憶にあらうかと思います。台風18号と19号でありましたけれども、いずれもこちらの方には向かわなくて、太平洋沿岸をずっとなめて北上していったという台風でございましたけれども、台風19号が進路予定としては東北の方にも随分入り込んでくるということがございました。その対応について先ほど申しました避難勧告、土砂災害警戒情報が出たら避難勧告を出すというような内部での確認をしまして、事前に、とりわけ土砂災害の先ほど申しました遊佐町で指定をされているところの集落の区長さんについては、あらかじめそういう情報が入りましたら避難勧告を出しますと、こういう連絡を事前にさせていただいております。そして避難場所については吹浦小学校あるいは高瀬小学校、そして蕨岡小学校という場所になりますというようなことで連絡をまずさせていただいております。このような状況の中でやはりこういう事前の早目の準備行為というものが大変重要ではないかということでの対応をさせていただいたところでもあります。幸いそういう状況にはなりませんでしたが、そういうことで避難勧告の準備をさせていただいたところでもあります。そういう取り組みの中でひとつ早目の対応を考えていきたいと、これがまず1点目であります。

それから、ハザードマップあるいは現地での避難行動をどうするのかというようなことで、具体的な行動とそこにお住まいになられている方の住民の危険に対する意識の持ち方ということのご質問だったと思います。これについては来年度、町長の答弁にも触れましたとおり、27年度、28年度におきまして各集落もちろん個別的な、地形的な条件もございますので、先ほど土砂を背にして逃げるのではなくて、直角に逃げるというようなこともお話ありましたけれども、その逃げ方、避難路についても十分それは地域の方々と一緒に考えていながら、避難ルートあるいは避難場所、さらに緊急時の連絡体制をどうするのかというようなことも一つ一つ確認をしながら、そういうハザードマップ作成の経過の中で確認をしていきたいと、こういうふうにして思っているところでもあります。

杉沢南部につきましては、フクバラゾ、それからタテソ沢については指定を受けて、これからフクベラ

ゾが追加になるということだと思いますけれども、大きな雨量になった場合については熊野川の増水ということも考えられると思われま。そのときにどういう避難態勢をとったほうがいいのか、指定区域については県道の部分までそのエリアが近くまで入り込んでいるという状況もあるわけでありま。そういう指定区域の状況なども考え合わせながら、その対応を考えていく必要があるのではないかという認識をしてございま。

それから、一体遠くの避難所について逃げなければならないのかということございま。これは距離は大分あるわけでありま。先ほどご提案もありましたほかの場所で避難する適当な場所がないのか、こういうお話であったかと思いま。それについては今後今すぐ近間のどこか適当な場所を上げることは、ちょっとすぐにはできませんので、今後の検討課題という形にさせていただければと思いま。確かにちょっと遠方のところになる地域もございま。避難をするといった場合にはそういう場合もございま。少しその部分については検討課題とさせていただければというふうにしたいと思いま。

さらに避難あるいは災害全般に対する町民に対する周知、これは常に必要な事柄ではないかというふうにして思いま。ほかの自治体の事例もお話いただきましたようでありまけれども、こちらのほうとしてもどういう形で危険周知、自然災害が起こる場所、あるいはどういう災害が想定をされるのかということについては、以前防災ガイドブックというようなことで、各戸に慌てずに落ちついて行動してくださいということで、地震、津波、洪水等のハザードマップも組み入れた防災ガイドブックを配布をさせていただいてるところございまけれども、折に触れやはりそういう危険周知をしていかなければならないという課題であるというふうにして思っております。

以上です。

議長（高橋冠治君） 池田企画課長。

企画課長（池田与四也君） ただいまの災害予防対策をテーマにした広報掲載をしたらどうかというふうなお話ございま。ので、所管としてお答えをさせていただきたいと思いま。

安全、安心のまちづくりを標榜する町の重要施策の一つとして位置づけている遊佐町といたしましては、このことを広報で取り上げるという意義は非常に大きいかというふうにして思っております。取り上げ方というのは特集で組むかあるいは毎月のシリーズでと、あるいはその組み合わせと、いろいろな方法があるかと思いま。内容につきましても周知すること、お知らせしたいことは山ほどあるかと思いま。災害発生危険箇所だとかあるいは脆弱性の問題、今出しました地域防災計画の内容等々、どういった内容をお知らせするかというのは現課とも協議をしながらというようなことになろうかと思いま。が、ちょうどきょう12月3日、広報委員会予定をしておりますので、早速きょうの話題を議題とさせていただき、そして今後の方針を少し議論していきたいなというふうにして思っております。

また、引き続きご指導をよろしく願ひいたします。

議長（高橋冠治君） 13番、伊藤マツ子議員。

13番（伊藤マツ子君） 今いろいろ答弁をいただきました。その中で少し気になりましたのは、27年度、28年度にわたってハザードマップの計画をしていると。その過程の中で地域の人と一緒に考えながら対応していきたいと。それはそれで大変よろしいのだというふうにして私は思いま。がしかし、その前段に町としてやはり総合的な今お話を申し上げたようなことを、やっぱり町として独自に考え方をきちんと持

っていかなくはないというふうにして私は思うのです。地域に行けば必ずこういうときはどうすればいいのか、こういうときはどうすればいいのかと、必ずそういった質問が出るであろうというふうにして私は認識をしております。現にかつていわゆる土砂災害避難指定になった土砂災害の区域指定になった場所については、県も含めて説明会がございました。あのときにも例えば杉沢南部での質問というのは、では自分たちは一体どこへ逃げればいいのかと、そういう質問もありましたので、それに答えられる材料は当然のことながら当局は持っておりませんでしたので、それに対する疑問点というのは現在も残っておりますので、やはり一定の地域住民と一緒に考えることは、これは絶対的に必要なものではありますけれども、町としてはそういうことに対して一定の考え方をやっぱり示さなくてはいけないというふうなことがあるのだと思うのです。それを示した上で、地域のほうからいやこれはだめだ、それは町の考え方はそれはだめだというふうになれば、またそこで一緒に地域の皆さんと見直しを図っていく、話し合いながら検討をしていくということになろうかというふうにして思いますので、そういったものをぜひ持っていたいただきたいというふうなお願いです。

先ほど町長からは防災計画をきちんと見てくださいよとお話がありました。あの膨大な防災計画を私も時折必要に応じて見ますけれども、あの膨大な防災計画を町民はなかなか見ることはできないのです。ですから、今広報のお話がありましたけれども、ですから具体的なものを、町民がわかりやすくなるような情報提供をしていただきたいと。確かに防災ガイドマップ、私これは小さくしてひとまとめにしたものがありますけれども、これ町の防災ガイドマップです。この中には大事なものがいろいろ載せてあります。でも1回配布をすればいいのではないのだと。やっぱり時折、町民から意識を持っていただくために、やっぱり常に定期的に広報等で情報を提供していただきたいと。そのことが住民の生命と財産を守る結果につながっていくのだと思うのです。

終わります。

議長（高橋冠治君） これにて13番、伊藤マツ子議員の一般質問は終わります。

3番、高橋透議員。

3番（高橋透君） 3番、議員の高橋透です。今や日本は人口減少時代に突入しました。先進国が避けて通れない問題であり、この対策を怠ると将来日本の国力に大きな影を落とす問題でもあります。日本の人口は、2007年のおよそ1億2,770万人（国立社会保障・人口問題研究所）をピークとして減り続け、2050年には1億人を下回ると予測されています。とりわけ地方の人口減少は深刻で、去る5月に「日本創成会議」が提出した増田レポートで指摘されたように、このまま推移した場合、26年後には全国の半数の自治体が消滅するというのは周知のとおりです。そのトップグループが東北地方であり、山形県であり、庄内地方であり、我が遊佐町です。

国であればその対策として、外国人の移民政策や福祉等の定期就労による雇用政策を掲げることもできますが、それぞれ問題も多く、実現するには将来の日本の国のありようまで議論しなければならず、それ自体相当の時間を要する問題です。そんな悠長な時間を持たない地方自治体としての遊佐町ではどうでしょうか。

定住促進施策として住宅や賃貸アパートの建設補助金、移住体験のための多機能型貸し家提供など個別の制度を設けていますが、人口減少対策としてどれほどの効果を発揮しているかは今後の報告を待たなく

てはなりません。かねてから提案してきた町営の若者向け定住住宅は、2年の月日を経てようやく現実性を帯びてきました。しかしながら、これらは主にハード面の施策であり、いわば楕円の外郭を占める部分でしかあり得ないのではないのでしょうか。もっとコアなもの、その中核に位置するものの一つは、町民のための雇用拡大であり、安定した町民の所得であると考えれば、人口減少対策としてさらにソフト面で何をすればよいか答えは見えてくるはずです。

地方は今日まで東京を初めとする大都市にあらゆる労働力を供給するために、金の卵として多くの若者を送り出してきました。その代償として日本の高度成長期を支える反面、相対的に地方の人口は減り続け、近い将来自治体を維持できなくなる事態を招いています。国は地方創生を柱とする政策を掲げ、さきの臨時国会でその関連法を成立されましたが、地方は国の支援を手をこまねいて待っているだけではこの事態を克服することは困難でしょう。若者が仕事と高収入を求めて町外はおろか、県外に流出し、このまま人口減少傾向が進めば、いずれ再び道州制を初めとする第2の大合併構想が浮上してくるかもしれません。町独自の施策を打ち出し、町長の公約である働き場をふやすとともに、県内はもとより、庄内でも低いと言われる町民の所得を向上させるために次に打つ手はあるのか、答弁を求めます。

議長（高橋冠治君） 時田町長。

町長（時田博機君） おはようございます。それでは、3番、高橋透議員に答弁をさせていただきます。

雇用拡大と町民所得の向上のための施策でありましたけれども、経過から見ればまさに私は就任以来、何も手をこまねいてきたわけではないと、まさに働き場、若者、にぎわいをキーワードに、やっぱり町の経済、いきいき遊佐再構築しましょうという形で、積極的にいろいろな施策を打ち出してきたということは、その当時から議会議員でありました高橋透議員には理解をいただいているものと思っております。

平成22年8月には、定住促進への取り組みの確認と懇談会をつくろうということを決断しましたし、23年度に定住促進計画を整えて、24年度を定住促進元年と位置づけて策を推進してきたということであり、増田レポートなるものは平成26年の6月ぐらいですが、あれ、5月ですが、発表されたということから見れば、町ではレポートができるもう既に3年前には計画ができていたということですから、私は何も国に先んじて地域の生き残りをかけて施策を整えてきたということをご理解いただけるものと思っております。本町にとっての人口減少は本当に最も大きな課題であり、2040年問題も含め、その大きな課題の解決に向け、現在あらゆる施策を、定住促進にはあれがこれではない。あれもこれもそんな施策が必要だということをしっかり掲げて取り組んできております。議員ほか各位ほか皆様にもご案内のとおりだと思っておりますし、町民の皆様からも定住促進というテーマでこれまで取り組んできたことについては、何もしてこなかったという遊佐町という評価を受けておりませんので、ご理解をお願いしたいと思います。

雇用の確保が経済の活性化と雇用の地域の人口の減少を何とか最小限に引きとめる最大の課題ということで、新たな進出企業や地元の皆さんが、企業が進出、そして昨日も申しましたやっぱり雇用の場を広げるという意味でいけば、会社自体を設備投資をして大きくしていただく、そのようなことにも力を注いで、国ができなければ町単独でというふうな企業奨励条例の助成期間の延長や、企業立地促進条例の助成の拡大、工業用水道使用料の支援、それから固定資産税の5年減免というのは何も国から与えられた施策ではありません。町単独でそれは考えて、地域の皆さんから何とか設備をしていただきたい、投資をして雇用をふやしていただきたいということで、それについて制度を整えてきたところであります。

既存の事業所等へ本当に、逆に言うと大変な投資をいただいているということは大変ありがたいことで、すし、雇用が少しずつふえているということ、遊佐町の町内の企業が、大変ありがたいです。先日、振興審議会のときに川西社長がおいでいただきましたときに、またあそこに2億円ぐらいの設備投資で雇用20人ぐらいふやしたいということをおっしゃっていました。正規だとか非正規だとかありますけれども、雇用自体がふえるということ事態については、大変ありがたいものだと思っています。

また、中小企業への技術者養成研修等へ、これについても商工会を通して制度を大幅に拡充してきたところでありすけれども、これらについては年々、年々周知されて、利用がふえているということ。今どんな仕事をするにしても、資格がなければなかなか作業ができないというような状況でありますので、これらをしっかりと整えてきたということでございます。

企業誘致活動の現状はまさにきのうも申しました酒田管内における雇用情勢、県内で一番いいという状況でありますけれども、職員の処遇の改善等にもやっぱり町としても強くお願いをしていく必要があると思っています。なかなかアベノミクスの効果という時点で、処遇改善までまだ地方には行き届いていないということがありますので、まさにその効果が地方までよく行き届くようには、今安倍首相おっしゃっていますけれども、それらを経営者に感じていただいて、やっぱり職員に対しての処遇まで改善していただくということを、ボーナスもしっかりと、そして給料もしっかりと上げていただく、そんな企業がいっぱい出てきてほしいのと、このようにお願いをしなければならないと思っています。

なかなか処遇改善を求めること自体、企業にとっては企業の論理が働くわけですから、非常に難しいと思いますけれども、若い人たち、地元にはやっぱり今定着、庄内はかつては非常に低いエリアでありましたけれども、ことは60%以上がそんな状況で、なかなか今度地元にももらえる人が少ないという話も伺っておりますので、やっぱりそれら含めて処遇改善等で若者にとって魅力のある企業がふえるということが大変ありがたいことだと思っております。地元の建設業界についてはなかなか来てもらえる人がいないと、きれいな仕事ではないものですから、現場で、今建設業自体全国的に見ても職人の不足というのは大変な問題であります。国はやっぱり建設業自体をどんどん、どんどん絞ってきたその結果として職人がほとんどいなくなった。隣の酒田の市役所の建設現場には東北、関東では間に合わず、九州からも職人がはせ参じているという状況を伺いますときに、やっぱりこのエリアでも若い人がいろんな魅力のある職業、それが将来がしっかり見通せる職業にやっぱり企業に育っていくこと自体についても、町としてどのような支援ができるものか、これから考えていかなければならないと思っています。

鳥海南工業団地、なかなか大きな企業に来てもらえませんでしたけれども、進出企業がほとんど利用しないでずっと放置されて、地元の皆さんからは何で工業団地のためにあれだけの土地を準備したのに、ただただ山林になってしまったようなエリアがあつて困るという声も届けられておりましたけれども、その一部を東北有数のソーラー発電所として活用いただけるということであれば、大変ありがたいものだと思いますし、27年度がそのメインの事業、設置の事業が始まると思います。必ずや地域においても多少なりとも仕事は出てくるものだと思っておりますし、高速道路の工事も、今衆議院解散でありますけれども、しっかりと予算の獲得をしなければなりません。鳥海南工業団地の問い合わせも届いているようでありすし、町内工業団地の企業で来年度増設のお話を伺うときに、本当にありがたいなと思っております。

新規立地企業の誘致に努めることはもとより、本当に既存企業についてはより充実した環境を整えて、そして職員の皆様から自分方の地域の誇りの企業として若い人たちの雇用促進につながるように頑張ってもらいたい、このように思っております。

以上であります。

議長（高橋冠治君） 3番、高橋透議員。

3番（高橋透君） 町がずっと手をこまねいてきたというような、そういう言い方ではなかったのですが。大阪城で考えると、外堀は埋まってきたと。ハードな面はかなりできることはやってきているというふうに私も思います。だけれども、その中心にあるもの、例えば町民の所得、年収ですね。町長以前から遊佐町の町民の年収は180万ぐらいというようなお話で、県内でも低いというようなことは何度かおっしゃっておられました。ちょっと調べてみましたけれども、これは平成26年の3月11日の山形県の企画振興部で出しているデータですが、市町村別1人当たり市町村民所得ということで、平成23年度のデータではありますが、遊佐町が190万8,000円、鶴岡市234万3,000円、酒田市242万1,000円、それで三川町が遊佐町からして人口が半分ぐらい7,000数百人ですけれども、その三川町が240万9,000円というデータ、遊佐町と50万円ほどの開きがあると。これは何なのかなというふうに私も考えてみたのですが、この辺のところ、三川町と遊佐町の金額の差というのはどのように受け取られているのか、ちょっとお伺いしたいのです。

議長（高橋冠治君） 時田町長。

町長（時田博機君） 町民所得のデータが出るたびに残念に思うのは、かつては遊佐町は庄内町、三川町、余目とほぼ同じだったときがあります。それは確かに米価が非常にいい時代、所得がやっぱり倍々でふえていた時代もあったのですけれども、平成になってから町として一番所得のあったのが、平成8年か9年、ショッピングセンターエルパが開店したころの時代が一番所得があったのではなかったのかなと思っているのです。そのころはやっぱり電子の関係とか縫製の関係、このエリアにはかなりありましたから、やっぱりそれなりに働く場所、お父さんの財布とお母さんの財布でかなり豊かになったという時代があったと思います。それ平成8年、10年代終わってからあつという間にそういう電子の会社とか縫製という会社がなくなって、三川はどちらかという庄内支庁の職員の皆さんが近くに住むということになれば、県の職員もそれなりの人数、かなりあそこにはいるわけですから。それから、今維持しているというのは、やっぱりジャスコ、イオンのショッピングセンターができたことによって、若い人たちがあそこの働き場としてあの近辺に住み始めているということでございます。

庄内町と遊佐町が依然としてビリ争いというのですが、酒田、鶴岡から多少、かつては差をつけられても、遊佐、余目、三川は同じ額だったのですけれども、庄内町と遊佐が、今は庄内町村合併して2市3町しかなくなりましたので、非常に所得が落ちてきた。原因としては、三川についてはやっぱり中心的な場所であって、庄内支庁とか県の消防学校とかいろんなものが集中してあのエリアに県のものがあるということと、もう一つは県の職員のやっぱり住まいがあそこにはある。そして我が町には残念ながら一番稼いでいたTDKさんが遊佐町から撤退をされたという。やっぱりTDKさんはかなりの売り上げでありましたし、工業生産額でも大変な恩恵をしてくれていたのですけれども、それを失ってしまったということが物すごく所得の向上についてはマイナスの作用に働いている、そのような理解をしています。平成23年こ



ろにはもう既にTDKさんの撤退の準備、24年から撤退した。23年にもう既に撤退したのか、そのような形でありますので、それらやっぱり所得を生み出す産業の一大拠点を失ってしまったことが大きな影響であると、このように思っています。

議長（高橋冠治君） 堀産業課長。

産業課長（堀 修君） それでは、議員ご指摘の所得の差のデータの大筋につきましては町長が答えたとおりでございます。

ただいまのデータにつきましては、市町村民経済計算という、これ山形県の出しているデータでございます。最新のデータが平成23年度分ということでございます。この市町村民経済計算の内容を若干説明いたしますと、経済活動を通じて商品やサービスの生産により1年間生み出された新たな価値を生産、分配の側面から捉えて市町村の経済の姿を明らかにしているものということで定義づけられております。ですので、1人当たりの町民所得については企業の利潤なども含めた経済全体の水準を示す指標でありますので、単純に個人の給与や実収入などの比較はできないといった、そういった内容のデータになっております。

以上です。

議長（高橋冠治君） 3番、高橋透議員。

3番（高橋 透君） データがいろいろ年収と所得という形で分かれてデータが出ていますので、その辺のところは連動しているという形で質問を続けたいと思います。

三川町は今町長のお話にありましてとおり、イオンのショッピングセンターを中心にしたいろいろな店舗が集積しているということもひとつありますし、そこで地理的な優位性で地元の人たちが働いていると。それから、町の職員、庄内総合支庁の職員がかなりの数住まわれているというようなことがその理由であるということでした。それではそれを考えた場合、遊佐町はどういうことができるのか、ここにショッピングセンター近くにありますが、規模は全然違うわけですが、それではどういうふうな施策を持つてすれば、三川町に近い町民所得を得ることができるのかということからやはり考えて、これからいろいろと町民所得、町民の年収を上げるための施策を先ほど話ししましたとおり、ハード的な要素はかなり充実させてきているということ。それではその中核である、実際の町民の所得、年収、それらをいかにして上げていくのかということが、やはりこれから遊佐町が取り組んでいかなければならないことではないかなというふうに思います。

それで山形県の遊佐町ですから、山形県を考えた場合、似たような県がどこかというふうにちょっと調べてみましたら、北陸の富山県とか石川県、福井県、この辺の北陸地方が山形県とある程度いろんな面で類似しているということが、私が調べた結果出てきたのですが、富山県、福井県、その辺の山形県と似たような県なのですが、そのいわゆる年収のデータ、どうなっているか、それを調べた場合、山形県は全国的に見て都道府県別の平均年収ランキング、平成24年版、山形県は47都道府県中42位、平均年収が364万という形になっています。それに比べて同じような県である北陸地方の富山県はランキングが22位、平均年収が430万円、福井県に関しては24位で422万円というふうにして、同じような規模の県でありながら、なぜこんなに年収が開いてしまったのかというふうに思います。

今町長違うなやということなので、その違いを。

議長（高橋冠治君） 時田町長。

町長（時田博機君） 今の高橋透議員からの富山と福井と比較を、数字出ましたけれども、大体比較の対象には私はならないと思うのです。人口規模は同じかもしれない、面積もほぼ同じかもしれない。けれども、富山というのは薬、全国に薬を置いてきた歴史から製薬会社が何力所も富山市内を中心にある。そして実はYKKから不二サッシから、いわゆる今の東洋サッシから、ああいうサッシの発祥が全て富山県なのです。それらの関連産業も含めれば物すごい売り上げをする地場産業がやっぱり地域にある県と、農業を主体にした県とはそれは所得は大きく違うというふうに理解をしなければならない。そして福井県は、実は地場産業でいけば今全国でも眼鏡とか精密機械とか、まさに全国でもこれだったら製造に関しては福井にはかなわないというような、代表する生産物がある県と、私は一番比較するのであれば、隣の秋田県とか、非常にしやすいのでしょうけれども、一番工業的に進んでいて、そして歴史もあって、そしておまけに富山は製薬会社がいっぱい進出している、そのようなエリアと、これまでの歴史的なものを比較するということが、私はちょっと乖離があるのではないかと、このような認識。違うのはもともとそれを私は当然だと。あの辺は農業県で生きているのではないのです。工業区域、それも富山の薬売りというのは全国に売ってましたよね。サッシというのはあそこから発生したのですけれども。全て本社は実は富山から興った企業がサッシに関しては全国制覇しているというふうな、そんな歴史のあるすばらしい、そして関東とも関西とも中部ともネットワーク近いところと、それはそれは山形県と比較してもなかなか大変であると、そのような理解をしています。

議長（高橋冠治君） 3番、高橋透議員。

3番（高橋透君） そういう比較する対象がちょっと悪い。悪いというか対象が違い過ぎるというような町長のお話でした。そう言ってしまうと何にも、これから例えば山形県がどのような対策をとって経済的に発展するかというようなところは、やはり先進地に学んでいくというのが一つの方法だろうということで、似たような県を選んで今データを集めてみました。既に差は歴然としているわけですが、栄枯盛衰ということで、その流れは波を打って変わるもので、それがどういうふうな形で逆転していくかという。我々は今それこそ波の底を、沖縄県は別として全国的に見ても波の底のエリアにあるので、やはりそこから上っていくためにはどうすればいいかということを考えたときに、やはり同じような自治体の規模、やはり北陸地方の富山、石川、福井とか、そういうところが一つの我々の目指す指標になるのかなというふうに思って質問をしております。

先ほど町長が話していただきました富山は薬屋さんと全国のデータを昔から集積した、その集積の中でいろいろな経済が成り立ってきていると、全国の情報を集積して、それをいろいろなデータとして活用して今日にあるというようなことだと思います。目指すはやはり上を目指すというのが一つのあれなので、ちょっとした上を目指して、だんだん段階的に上っていくということも確かにこれは着実な方法としてありますが、やはり目標とするものを一つ定めて、私の場合はそれが北陸地方。現在北陸はかなり勢いがあるというか、各県。いろんな交通網も充実してきております。

例えばうちのほうで今一生懸命に日沿道全てつながるような努力をしている最中ですが、北陸地方も北陸道ほとんどつながってきているという形で、発展する地域というのはやはりいろんな要素を積み上げて、それで発展に結びつけていると。富山県の薬屋さんの全国の情報網というのが集積してきているという一

つの理由もあるでしょうし、石川県も福井県もいろんなデータからして、富山県で言えば持ち家率が全国1位というのがあります。山形県も決して負けているわけではないので、持ち家率に関しては第4位と。福井県は第3位ですか。そういう形で結構似ているのですね、地域性が。日本海側ということもありますし、似ている地域なのでデータとしては我々目指すのにはいいのかなというふうに思ってちょっと集めてみました。

やはり地域が発展していくためには、いろんな先進地のデータを集めて、やはりそれを学んでいくことによって先ほど町長がお話あったように、秋田県、山形県、青森県、これらはともに増田レポートによると大変厳しい地域であるというのがあります。どこを目指していくのかということ考えた場合に、北陸地方というのは、全てが参考になるわけではないですが、学ぶべきところが多いのではないかと。自動車道、高速道に関しては北陸自動車道ができております。そういうことを考えたときに、やはりこれから山形県も日道が完成すれば、それに北陸地方のそういう県を目指して、抜くのはかなり時間がかかると思いますが、歴史的ないろいろなあれがありますから、かかると思いますが、一つの目安というふうな地域にはなるのではないかなというふうに思って今質問しております。

持ち家率はそれぞれ山形県と競っておりますし、高速道も山形県より若干早く整備されたということを見ると、山形県は遠いですが、いろいろと成功している地域から学ぶべきところが多いのではないかなと。このまま遊佐町が今の経済状況でいいということにはならないので、いきなり三川町みたいにああいう集積したショッピングセンターというのは、この地域ではちょっと難しいですので、どういふ方法で遊佐町が町民の所得を上げて人口を減らさないような施策をとっていけるのかという一つの目安になることだと思いますので、今質問しております。

議長（高橋冠治君） 時田町長。

町長（時田博機君） 山形県全体としては、実は工業出荷額でいけば米沢を中心にした置賜が3分の1以上、33%以上も出荷しているのです。そして村山とほぼ同額、同等のエリアです。先日私は吹浦のふるさと会に行った帰り飛行機がとれませんでしたので、山形新幹線で戻ってきましたけれども、東京からちょうど2時間です、米沢までは。2時間という地の利がある、そして山形大学の工学部があるという形で、それから上杉藩の伝統もあったのでしょうか、非常にやっぱり工業出荷額等を含めれば、山形県では置賜地域がナンバーワンのエリアなのかなと思いつつながら、そして庄内はといえば、出荷額恐らく2割いっていないのかなという形です。鶴岡のNECが大変な痛手をこうむりましたけれども、幸いソニーが進出してきて、それにかわっているということで、雇用はある程度守られているということはあるありがたいのですが、酒田にはエプソンさんがあり、ソニーが鶴岡にという形でやっぱり大きな工業出荷の一翼を担っていただいていることはありがたく思います。あと残りは10%ぐらいが最上地区という形でありますけれども、今議員から紹介のあった北陸の石川県からは、大阪有機化学工業が白山市にあった工場を第1工場とすれば、第2工場としては酒田工場という形で、本町に進出していただいたこと大変ありがたいと思います。12月の17ですか、社宅も竣工するという案内をいただいていた。

どの県を参考にということ自体非常に難しい。山形県というのはやっぱりなかなか置賜は置賜で、村山は村山で、サクランボとかよく道の駅鳥海でもサクランボは売っていませんかと聞かれるらしいのですが、同じ山形県でも庄内となかなか内陸、最上、置賜、村山との時間的な違い、遠いわけで、米沢か

ら新庄まで1時間半も山形新幹線でかかるというような状況でありますので、私自身としてはやっぱり県都山形と、やっぱり庄内を、酒田を早く、早く高速鉄道網でつないでもらえれば、県との一体化というのはまずひとつ図られるのかなと。なかなか山形県の企業でも山形の企業が庄内に営業所を出す、販売の営業所というのは聞いたことあるのですけれども、製造の営業所を庄内につくるということは余り聞いたことないわけで、やっぱり経済圏の一体化が進んでいないということが、庄内自体には非常に痛いことだと思っています。

どこをモデルに、私自身は実は新潟県が最高のモデルなのではないかと思っています。新潟市は今全国の特例市ですか、何かの指定を受けていました。農業もまさに自立できる県でありますけれども、工業も非常に進出をしてくれております。プラスいわゆるブランド、6次産業化の一番成功した県は私はやっぱり食品関係では新潟県ではないかと思っています。お餅にしても全国に新潟から売り出している。そして柿の種、これも全国ブランド。そんな製造業、食品に関する製造については、私は議員のときこの議場で米の粉のパンを新潟まで、製造している新潟製粉まで見せていただいたりしていたのですけれども、いわゆる米関連の加工の研究所で、県の食品研究所を持っていて、そこでパテントをとったりして、そして民間の企業と組み合わせてそれを売り出すという努力が一番やっているのが新潟なのかなと。逆に新潟県の企業同士がパテントで何かお餅の件では裁判になったということもあるとは伺っていますけれども、新潟の核するやっぱり商品開発には私は敬意を払うべきであろうと。そしてお隣ですから、一番参考にするべきである。

例えばかつて私はこんなことを言いました。表参道、東京の。新潟県のアンテナショップに行ってくるべしという形を言って、実は前三浦議長と一緒にいかせていただいたのです。いろんなものがとにかくアンテナショップに並んで、品数の多さたるや山形県の恐らく2倍以上あると思いますし、またヤフーのイカのふっくら焼きというのが大変売れているのです。うちの町は吹浦という地名を持ちながら、そういう名前をもって加工して売ろうという、そこまでいかなかったのでしょうかけれども、新潟県ではイカのふっくら焼き、チンすればすぐ食べられるというのがしっかりと整えておりましたし、あの表参道のアンテナショップに行って、隣の県がどれだけ努力しているかやっぱり見てくるべきであろうと、私は行って自分自身もしょっちゅう行きます。そしてこのぐらい頑張っている。

6次産業でこれからやっぱり農業、非常にお米の低下が著しいわけでありましてけれども、今の農業政策では農家これまでの戸数要らないと言っているのと同じ値段の出し方だと思っていますけれども、私はやっぱりプラスいろんなブランド化であろうと。日本人がとる食材全体の量としてはそんな落ちていないのでありましょうし、海外からもかなりの量が入ってきている。そうしますときに、我が町ではお米の加工に関してまだまだ余地はあるのではないかと。例えば豊島区に行ったときも緊急援助米というのですか、救助米、遊佐町のお米ではないのです。島根県か出雲の辺のお米が、それが簡単に緊急に水に入れると御飯になるというふうな形でやっぱりつくられております。いろんなことをやっぱり仕掛けていかなければ所得の向上につなげるということ。これまでも遊佐ブランド推進協議会、いろんなものを開発、遊佐カレーとか商品化になったやつ、一時的に光当たったけれども、なかなか苦しい状態続くということもありますけれども、それらをやっぱりしっかり町として支援していくことが、まずは一つは所得の向上につなげるのではないかと思います。

2つ目としては、やっぱり将来的にはパーキングエリアタウン構想、今勉強会していますけれども、道の駅等にやっぱり目的化して来てもらうような準備をしておくということ。今あそこで年間8億円ぐらいです、売り上げ。これはやっぱりチャレンジしようによっては2割、3割アップがそれは将来的にはできるのではないかと考えておりますので、それらをしっかりと今できることと将来できることをやっぱりしっかり準備をしておかなければならない。それがそこに目的化してよそからもただ通り過ぎるだけではなく、来てもらえるところをひとつつくっていくということも大きな将来的な課題である、こんなふうに思っています。

以上であります。

議長（高橋冠治君） 3番、高橋透議員。

3番（高橋透君） 今る町長のほうからお話ありました。私としては北陸地方は結構気候的にも、自治体の規模からしても山形県と比較するにはいいエリア、県かなということいろいろなデータを集めて比較しております。今うちの町も秋田県の自治体とともに日本ジオパーク申請に向けていろいろと動き出しております。北陸も2009年の10月には恐竜溪谷ふくい勝山ジオパークということで、福井が日本ジオパークに加盟しておりますし、富山でもこれは最近です、2014年の8月ですから、ついこの間ですが、立山黒部ジオパークということで加盟しております。うちのほうも今一生懸命それに向けて活動を広げているところですので、そういう見習えるところは見習って、歴史的なものというのはなかなかまねはできないですから、違うところは違う、また別の形でこの地域が活性化していくというような方向を見つけ出していくというのが、やはり遊佐町がこれからずっと自治体として生き残れるということにつながるのではないかとということで、今いろいろと北陸のデータを集めて質問しておりますが、その辺町長のお話はいろいろ聞きましたけれども、実際の実働部隊というか、各課長はその辺のところをどのように考えているのか、ちょっと聞きたい感じもありますが、まず時間ちょっとありますので、一言ずつ何か、現時点で目指せるところというのを課長で考えをお持ちの方であればお聞きしたいと思います。

議長（高橋冠治君） 時田町長。

町長（時田博機君） 今課長が一言ずつしゃべる、答弁をするという要請でありますけれども、実は私は高速道路、両県境区間の開通というのは、物すごく大きなツールになるであろうと、このように思っています。やっぱり北陸とも、それから中部地方ともつながるという意味でいけば、日沿道が秋田から遊佐、酒田から新潟、本当に新潟まで短時間で行けるということは物すごいツールだと思っていますし、もう一つ私自身よく言っているのですけれども、縦軸だけつないでも、三川さんと庄内町さんはいつもいつも日沿道等の会議に来てくれますけれども、やっぱり横軸もつなくという、それが一緒に縦つないたら横もつなげる、それはやっぱり同じ庄内のエリアに住む人にとっては、縦軸プラス横軸という形で仙台圏と東日本側とのつながりも、高速交通網によってつなくということ、やっぱり力を合わせていかなければならない。それらがやっぱり地域の活性化には必ずや大きなツールの一つになってくれるというふうな理解をしていますことを申し添えたいと思います。

議長（高橋冠治君） 堀産業課長。

産業課長（堀修君） それでは、代表してお答えしたいと思います。

所得をふやす対策ということでございますけれども、産業課の立場からいけば当然若者の働き場、定住

促進というキーワードの中で、やっぱり働き場の確保ということにつながってくると思います。当然企業誘致という話になりますけれども、企業誘致につきましては町長答弁で何回も答えているとおり、ビジネスネットワーク協議会を中心にして、酒田遊佐工業団地企業誘致促進協議会とも連携しながら、引き続き企業誘致には努めてまいりたいというふうには考えております。

あと、町の基幹産業であります農業を中心とした農林水産業と商工業、一体となって所得の向上に努めていきたいというふうにも考えております。

あともう一点、若者の定住に関して言いますと、今問題になっているのが要するに高卒の若者が、町外に流出していると、要するに県内に定着しないという問題がございます。平成24年が酒田管内の高校生が県内にとどまっている率が58.4%、あとそれから平成25年度は58.4%、これは平成25年度の県全体の平均が78.2%でございます。ですので、いかに酒田管内の高校生の卒業生たちが県外に流出しているかという実情もでございます。ですので、こういった実情がありますので、酒田の雇用対策連絡協議会のほうで地元の高校の先生と企業が一体になって、子供たちに地元の企業のよさを説明するだとか、あとは企業は各企業で積極的に高校に対して地元の企業のPRをするとか、そういった地道な活動も酒田管内では行っているということで、なるべく地元に残っていただけるような対策を行っていると、こういった地道な活動も行っているということもご理解いただきたいと思います。

以上でございます。

議長（高橋冠治君） 3番、高橋透議員。

3番（高橋 透君） いろいろお話ありがとうございます。

このデータは参考なのですが、年収のデータというのがあって、全国なのですが、20代の年収が平均値が343万円、20代ですよ。中央値、中央値というのはこれ現実に一番近い値なのですが、20代で320万円。これ時間ないので飛びまして、我々50代の年収はどうなのかということと言うと、平均値が754万円、中央値が700万円というような全国のデータが出ています。この辺は所得低いのは皆さん多分ご存じでしょうけれども、全国と比べるとこういう違いが出ているということを考えて上で、これから遊佐町はもっと町民の所得を上げていくということも、やはり人口減少に歯どめをかけるための一つの施策になっていくと思いますので、私もどんどん提案したいと思います。

終わります。

議長（高橋冠治君） これにて3番、高橋透議員の一般質問を終わります。

午後1時まで休憩いたします。

（午前11時58分）

休

憩

議長（高橋冠治君） 休憩前に引き続き一般質問を行います。

（午後1時）

議長（高橋冠治君） 5番、赤塚英一議員。

5番（赤塚英一君） それでは、私からも通告に従いまして一般質問を行いたいと思います。

観光2次交通の整備はどのように考えるかについてお伺いいたします。遊佐町の観光客の入り込み数は県内でも非常に高く、高速道路の整備にあわせたパーキングエリアタウン構想も構想から計画へと具体化されたことで、今後の遊佐町の観光が非常に期待できると思います。

しかし、町内の観光を行う上で交通手段が十分に確保できていないのではないのでしょうか。自家用車を利用して町内を訪れる方には、移動については名所、旧跡などのポイントがわかりやすく案内できれば十分周遊していただけますが、空港やJRなどを利用し来町していただいた方々は、町内の移動手段が非常に限定されています。今後観光を中心とした誘客を考える上で、2次交通の充実を検討に値すると思いますが、観光2次交通の考え方についてお伺いし、壇上からの質問といたします。

議長（高橋冠治君） 時田町長。

町長（時田博機君） それでは、5番、赤塚英一議員に答弁をさせていただきます。

2次交通の整備という課題でありました。全国的に鳥海山が評価をいたされて、鳥海山観光を柱とする本町にとっては、観光地までの路線バスやタクシーによるいわゆる2次交通対策が十分ではなく、観光客の皆様にはご不便をおかけしている状況にあります。今年度において鳥海山登山客の2次交通確保のためでありました季節運行の酒田駅から銚立までの路線バスも廃止されております。鳥海山にバスが通わない町になってしまったこと、昨年のゆざ交通の撤退に続く事態に公共交通機関から撤退された町とされてしまったことは非常に頭の痛い課題であります。

幸いにして民間事業者によりまして、遊佐駅から銚立までの乗り合いタクシーが運行されたということは、とても心強いものであります。これまで町としては平成23年度に鳥海山登山客を対象に、鳥海山登山口バス・タクシー送迎試行運行事業として実証実験を行い、ニーズの把握に努めてまいりました。平成24年度は改良を加え、町内宿泊施設とも連携を図り、2時間タクシー利用券をつけた鳥海山山麓宿泊プランとして実施をしております。25年度からは鳥海山お得タクシーパックとしてモンベルフレンドフェアや首都圏旅行エージェントなどで周知を図り、より一層活用していただけるように努めてまいりました。本格運用2年目の今年度利用実績といたしましては、昨年度に対し10月までで53%の伸びであります。お客様からは一定の評価をいただいたものと考えております。さらに制度の周知を図りますとともに、内容の充実についても観光戦略会議と業務調整会議と方策を協議しながら、今後の利用促進を図ってまいりたいと考えております。

以上であります。

議長（高橋冠治君） 5番、赤塚英一議員。

5番（赤塚英一君） ただいまは町長のほうからもいわゆる乗り合いタクシー等の実績お話しいただきました。非常に53%アップということで、これは今後非常に期待できる事業なのかなと思ってますし、これは非常にありがたい話だと思っています。

ただ、いかんせん、ある程度目的地があって、例えば銚立まで行くだとか、鳥海山登山のために行く、登山口まで行くだとかということであれば、これは非常にいいと思うのですが、やっぱり町内いろんな旧跡、名所があるわけですが、この辺を歩くにはなかなかまだまだ周知徹底がされていないというか、まだまだその利用の部分としては認知されていない部分がいっぱいあるのかなと思いつつ、今お話を伺っていました。

割とそのほかのところの事例だったり研究だったり、レポートなどを見せてもらいますと、割とどこでもやっぱり2次交通、非常に頭の痛い部分なのかなという感じで考えております。確かに遊佐町でも以前はバス会社がきちんと循環のバスなんかも走っていましたが、今撤退されたということで非常にそういうのも厳しい状況にもあります。この辺我が町としてはちょっと観光に対しては弱いのかなと思うのですけれども、日々の足の部分では現在デマンドタクシーもありますし、いい形で動いているのですけれども、やっぱり町内をいろんなところを歩くときに2次交通というのがやっぱり重要なのかなと思って今回させてもらったのですけれども、この辺、これは課長にお聞きしたほうがいいと思うのですけれども、観光サイドとして、例えば町に対してでもいいです。例えば宿泊施設なんかに対してでもいいです。いろんな形で多分お客様のほうからいろんな声が来ているかと思うのですけれども、2次交通に関するお客様の声みたいなのというのは、どのような状況でしょうか、少しご紹介いただければと思います。

議長（高橋冠治君） 池田企画課長。

企画課長（池田与四也君） お答えいたします。

ただいま2問目で赤塚議員からありましたように、鳥海山観光のみならず町内めぐりという観点でも十分2次交通対策が対策し切れていないというところは否めないかなというふうに思いますが、今後とも厳しい状況の中で、民間会社の撤退といった逆風が吹いている中であって、これから苦しい試行錯誤がしばらく続くのかなというふうに思っております。

その試行錯誤の中で先ほど町長からもご答弁あったとおり、平成23年度に観光デマンドバス、観光デマンドタクシーという実証実験事業に取り組みました。そこでいろいろな課題が見えてきて、24、25、26と名称を変えながら、そして来年度からずばり2次交通対策事業と銘打って取り組みを強化しようとしているところでございます。

お客様の声、観光客の声ということがございましたが、これまでの鳥海山お得タクシーパック事業の中で、利用者から寄せられた声をご紹介したいと思います。このご意見、感想につきましては、おおむねの事業終了後、委託先であります観光協会で利用者にアンケートをとったその内容でございます。二、三特徴的なものを紹介させていただきますが、タクシーの方がとても親切でよかった。ぜひ継続されてください。大変でしょうかとあります。タクシー料金の安さにびっくりしましたと。加えて食事がすばらしかった。パック料金が2名以上限定でしたが、1名でも可能だとありがたいと思いますと。このとおりなのです。2名以上の宿泊客を対象としている事業でございますので、こういったご意見が出るのもうなずけるところでございます。こういった意見が出されております。もう五、六名の方からいただいておりますが、割愛をさせていただきます。

議長（高橋冠治君） 5番、赤塚英一議員。

5番（赤塚英一君） ただいま課長からのお話では非常に利用者の方々の感想はおおむねいいという形なのかなと思っておりますし、非常に評判がいいということは今後これ以上のことが期待できるのかなというやっぱり思いもありますが、ではちょっと確認なのですけれども、この事業ですけれども、リピートで、なかなか観光になりますので、年に何度もという方はなかなか少なかったりするのでしょうか、複数回利用される方というのは少ないと思うのですけれども、今年度のリピート率みたいなところというのはどうなのでしょうか。わかる範囲で結構です。



議長（高橋冠治君） 池田企画課長。

企画課長（池田与四也君） お答えをいたします。

アンケートの中でその他のご意見、感想も伺っているのですが、残念ながらリピーターであるか否かの問いがございません。ただ、またこのような企画を利用したいと思いませんかという問いに対しまして、男性、女性別ございますが、全体で38名、うち20名の男性のうち16名、それから女性が18名のうち15名ということで、まあまあ高い比率を示しておるかと思えますし、この方々が次年度以降の利用につながっているという面も少なからずあるのではないかなと、またそれを期待するところでございます。

議長（高橋冠治君） 5番、赤塚英一議員。

5番（赤塚英一君） そのアンケート見ると、非常にいい結果出ているのかなと思っております。再度使いたい、リピートで使っていただくかどうかというのはなかなかわからない部分あるのでしょうかけれども、再度使いたいという方もかなりの高い率でいらっしゃるということは、あとはどれだけ誘客として遊佐町に呼べるか、コンテンツであったりいろんなメニューだったり、そういう部分を充実させると、これまた相乗効果でいい形になるのかなというふうな判断はできるのかなと思っております。

これちょっと古い、2008年に財団法人日本交通公社さんのほうで出しているレポートの中に、やはり温泉地の循環バスということで簡単なレポートありました。土地カンのない方にはやはり2次交通としてバスなり何なりという、そういうのは非常に有効だという内容でした。やはり私もあちこち遊びに行くとき、自分の車で行く場合であれば、今だとナビゲーションが非常に発達していますので、事前にある程度ネットで調べて、どこそこ行きたいねという、車のナビがちゃんと道を間違いなく連れていってくれます。中には遠回りする場合がありますけれども、それはそれは非常におもしろく旅行できるのかなというふうに思っていますし、土地カンのないところでもそういうのでいいのですけれども、やはり第1問の壇上のほうで質問したところでも話しましたけれども、例えば遊佐町に来る手段としては自分の自家用車で来る、あとは飛行機で庄内空港なりに来て遊佐町に入る。またはJRいなほ等で遊佐町に入るというのが大きい3つの手段かなと思っています。そのほかにも高速バスなんかもありますので、もっと探していけばいろんな形があるのでしょうかけれども、大きく分けて大体この3つなのかなというふうに思っています、観光客の場合。この場合、やはりJRだとか飛行機なんかで来られた方、やはり足が非常にやっぱり不便になると、移動に対して。先ほど観光協会さんに事業をいただいているタクシーパック、2時間ということで空港から例えば町内まで来るのであれば1時間までかからない、40分ちょっと、50分までかかるかな、かからないかなぐらいで来れます。帰りの空港までの送迎も考えれば、それだけでやっぱり2時間の枠ほとんど使ってしまうような格好になるのかなというふうに思っています。そうなると、町内にいらして、町内を回りたいね、例えば牛渡川行きたいよね、例えば春だったら樽川の桜を見に行きたいねとかとなったときに、交通手段として公共交通なり何なりを使わないとやっぱりそこへ行けない部分たくさんあるかと思うのです。こういう部分としてやはり大きい枠として観光2次交通というのはこれからもっともっと充実していかなければならないと思っていますし、あともう一つはそれを例えば2時間パックもそうなのですけれども、せっかくのいい制度があるのだけれども、なかなかそれが周知徹底されていない部分、多分ネットなんかで見れば、案内は出てくるのでしょし、旅館とか宿泊施設等に予約を入れる際にそういうのも多分案内してくれて利用されているという方が多分多いと思うのですけれども、その辺の周

知徹底だったり、そういうのが重要なのかなと、ちょっと考えています。

議長、済みません。今回この場には副町長として出席していただいていますけれども、総合交流促進施設株式会社の社長としてお話を聞きたいのですけれども、それは許可していただけますか。

議長（高橋冠治君） はい。

5 番（赤塚英一君） では、副町長申しわけございませんけれども、総合交流促進施設株式会社の社長として、多分お客様からいろんな形でお声を聞いていると思います、2次交通に関して。いい面、悪い面。これからいろんな話を聞いてどうやっていったほうがいいのかという考え、少しありましたら、ご紹介願いたいと思います。

議長（高橋冠治君） 本宮副町長。

副町長（本宮茂樹君） 会社としての考え方含めてお話をさせていただきたいというふうに思います。

まず、先ほど来町長、それから課長のほうから答弁ありましたように、鳥海山お得タクシーパック、これ観光協会のほうでのメニューとして実施していただいております。先ほど来一般質問の内容になっておりますように、2次交通という部分についての課題、これは当然これまでもその認識でございましたし、また民間会社のバスが廃止されたというようなこと、これを受けてなお一層そこへの思いが強くなったのかなという気がしております。実際的に確認してみますと、遊樂里をご利用いただいたお客さんで、このパックをご利用いただいたのが、ことしの7月では3組6名、8月では11組22名という状況になってございます。具体的にこれを利用なされたのは、いわゆる個人、2名以上ということになってはいますが、そういった形でご利用なされているようであります。ご利用された方の声をお聞きしますと、やっぱり個人で車を利用しないでいらっしゃる方、お客様については非常にありがたいというお話をいただいております。また、会社の車もあるわけですが、これはあくまでも白ナンバーということで、最寄りの駅とか目的地までの送迎という形しかかかないませんので、そういった意味で、ある意味では団体のお客さんですと、宿泊いただいた施設から登山口まで送っていくというのはできるのですが、なかなか個人への対応はできないというような意味で、このタクシーパックはありがたいなというふうに思うところでございます。

ただ、やっぱり課題として上がってくるのが、今議員の質問の中にもありましたように、周知という形、これ町長答弁でもお答えしておりますが、観光協会を含めて会社のほうでもいわゆる営業という形でエージェントのほうにしっかりとお伺いをして説明をさせていただいている。また、ネット等を使いながら周知をする、こういった形にはしているわけですが、どうしても個人のお客様でそういったことに行き着かないでいらっしゃる方については、制度を知らないでしまう、利用しないでしまうということがございます。といいますのも、お得タクシーパック、お申し込みが宿泊の前日から起算して7日前までのご予約という形になりますので、当然7日前にご予約をいただいて、こういうお話があったときにはこの制度をご紹介をするわけですが、二、三日前とか当日になってお声をいただいてもなかなかそこをカバーする手だてがないというのが現実になってございます。そういった面が鳥海山お得タクシーパック、これからも周知をどんどん、先ほどリピーター、もう一度利用したいねというようなお客様のアンケートに対する声含めても、制度をより理解をするといいますか、広まっていけば利用されるお客さん多くなるのかなと思いますけれども、こういった点も一つの課題になってくるのかなというふうに思っております。

やはりできる限りの範囲で会社としてはお客様の声をお聞きしながら、それらをやっぴりアンケートを含めてまた町の担当のほうにお届けしながら、全体でよりお客様にご利用いただきやすい制度へというようにもしていかなければならないのかなと、そんなお願いも町のほうにしていかなければならないのかなというふうに考えているところでございます。

議長（高橋冠治君） 5番、赤塚英一議員。

5番（赤塚英一君） きょうは副町長として出席していただいている立場上、なかなか聞いていいのかな、悪いのかなと思いつつながら、議長の許可をいただきましてご答弁いただきましたこと、感謝申し上げます。ありがとうございます。

ほかにも町内では宿泊施設あるわけです。本来であればやっぱりその経営者の方々等にもお話を聞けば一番いいのですけれども、何せこの議場の場でございましたので、副町長にご無理言いましてありがとうございました。副町長からの話もありますとおり、会社としてもやっぱり周知、告知の部分、大変だという話されておりました。

私この質問するに当たってちょっといろいろ調べてみました。県内だと割とすぐ出てくるのはやっぱり米沢市。米沢市が2次交通に対して、ちょっと見づらいのですけれども、米沢史跡めぐりバスツアーということで、かねたんを出しながらチラシもつくっているようでして、こういう形でネット上には出ていました。ネットをそのままプリントしたので非常に見づらいのですけれども。そこにはいろんな歴史探訪コースだったり、伝統体験コースだったりということで、コース分けしながらやっておりました。米沢は言ってもやっぱり上杉謙信、米沢牛で全国的に誰もが知っている観光地ですので、こういうのが非常にいいのしょうけれども、やはり単純に比較はできないのしょうけれども、こういうふうにならんとあそこに行きたいよねということで調べれば出てくるような状況にしておけば、観光デマンドも非常に使いやすいのかなと、利用してもらえそうな状況になるのかなと、私ちょっと思っています。

隣の秋田県、秋田県は県のポータルサイトのようでした。県のポータルサイトで観光に関する2次交通のご案内ということで一覧でぱっと出てくるのですよ、ネット上で。例えばどこそこの温泉に行きたいねというと、こういう交通機関があります。バスは空港からだったらこのバスに乗ってどのぐらいで行けますよとか、タクシーだったら予約の場合はここに連絡してくださいというの全部出ているのですけれども。

県の話はここでしてもしょうがない部分あるのですけれども、ぜひ町長には働きかけをお願いしたいなと思うのですけれども、山形県だと山形の観光情報ポータルサイトというのがあるのです。「山形への旅」ということで出てくるのですけれども、2次交通に関しては工事中と、ただいま工事中ということで出てこないのです。こういうところに例えば遊佐町であればタクシー、こういう制度がありますよ、例えば酒田だったらこういうのがありますよ、遊佐に来るのだったら空港からだったらこういうふうに来てくださいね。そのときは例えばレンタカーはどこそこで借りられますよ、送迎もできますよというのも、こういうので告知してもらえれば、多分もっともっと利用していただけるのかなというふうに思っています。この辺、告知いわゆる広告、コマーシャル、この辺宿泊施設だったり、町の場合だと観光協会もそうですし、町の企画、観光担当、この辺十分連携していただきたいと思うのですけれども、こういう告知の部分、観光を担当する企画課のほうではどのような形で対応しているのでしょうか。

議長（高橋冠治君） 池田企画課長。

企画課長（池田与四世君） お答えいたします。

先ほど副町長からも株式会社の社長としてのご答弁ありましたが、そこに関連する部分もございませう。もう相当年数になりました観光協会と町の観光行政との情報一元化を図っております。これは必ず観光情報一元化事業と称して、これ観光協会にお願いする形でホームページの充実あるいはパンフレット、チラシの作成、充実を図ってきたというところでありますし、先ほど来の27年度からは2次交通対策事業としているサービスにつきましては、もう既に旅行商品に組み入れて営業の際もPR、周知を図ってきたというところでありますので、まだまだ先ほど副町長からもあったとおり、個人への働きかけ、告知に関してはまだまだこれから手だて、補強が必要になってこようかと思っておりますので、その辺のところを課題として受けとめ、対応していききたいなと思っております。

事例にありました米沢の史跡めぐりバスツアー、十分その内容を承知しておりませんが、例えば我々ブランド推進協議会で取り組んでおります着地型ツアー、これは日帰りツアーなわけですが、これ観光協会とも連携をとりました、これまた来年度の話で恐縮なのですが、年間12ほどのメニューを持って来年度実施しようと、催行しようというものでございませう。4月の24日のブルーライン、雪の回廊とお花見バスツアーというような形で、これらもしっかりと告知をして、外客、誘客を図っていききたいなと思っておりますし、さらにはおとしから生活クラブ生協と、それから農協と行政、3者で実施しました共同宣言事業、この中で首都圏のほうから遊佐町の魅力発掘ツアーといひますか、首都圏からお客さんを招いてという形で、これハッチ型のツアー、来年の春企画しておるといひものでもございませうし、また移住、定住に絡めての話をついでにお話しさせていただければ、空き家ツアー、これも遊佐の魅力を知っていただき、そしていづれ遊佐に移住、定住していただくという目的、それぞれねらひは違ひのですが、そんな形のツアーをいろいろと仕掛けていひるというものでございませう。もっともこのツアーをいひものに、あるはリピーターをふやしていくためにも、遊佐町の素材の磨き上げ、特に食、資源の磨き上げをしながら、リピーターの確保につなげていききたいなというふうにお思ひしております。

以上です。

議長（高橋冠治君） 5番、赤塚英一議員。

5番（赤塚英一君） 今これからの計画も含めてツアーの話なんかも出ました。ある程度団体さんであればバスなり何なりというのもあるのしょうけれども、やはり少人数、2人、3人、場合によっては1人ということもあるかと思ひます。そういう方をやっぱり対象とした2次交通というのひは、これからやっぱり重要になってくるのかなと思ひしております。

ひとつこれは話の話題提供の部分になるかと思ひますけれども、先日県の旅館業組合の青年部の方々とお話しする機会ありました。これ私関係していひます自民党の青年局との話し合いということで私も参加してききました。これは県内の旅館の若手経営者の方々、30代、たしか一番上が年齢制限で45歳だったかな。私よりもみんな下でして、その中で一番の年寄りひ私だという、愕然とした思ひがあるのしょうけれども、その中でいひるんな話ししてききました。やはり旅館業の方々も一番はやっぱり2次交通という部分で非常にこれからの制度設計であつたり、バスがいひのかタクシーがいひのか、はたまたレンタカーがいひのか、もっと違ひ方法があるのか、その辺を今一生懸命彼らも模索していひました。やはり庄内であれば酒田だったり鶴岡だったり、庄内空港あります。内陸であれば山形空港、そして山形駅、新幹線最終の新庄駅と、

そういうところから例えば自分の旅館まで来ていただける。送迎はするわけです。先ほど副町長おっしゃっていましたがやっぱり白ナンバーということもあるので、送迎はできますけれども。では、その周辺でいろんなものが見れますよね。でも、そこへ行くには、自家用車で来ていけば別です。レンタカーを借りてきていけば別ですけれども、やはり足の部分で非常に難儀していると。いろんなところを案内したいし、魅力も知ってもらいたい。そこでおいしいものを食べてもらいたい。そしてまた東京なり都市部に帰ってあそこよかったよね、もう一度来てもらいたい。来てもらうときにはこの間あそこ行けなかったから今度あそこ行こうね。この間こっち行ったから次は別のところ行こうねというので、何度も足を運んでもらいたいという思いがあって、2次交通というものを非常に関心持っていました。私も非常に勉強になって、今回こういう形で一般質問させてもらっているわけですがけれども。

この辺いかに2次交通を考えていくか、観光の面で考えていくかというのは重要なのかなと。やっぱり先ほどおいしいものもあるという話もありました。食べ歩き、団体でバスなんかで行くのであれば限定される部分でも、個人のパーソナルな趣味の部分でおいしいお魚ずっと食べ歩きたいよね、おいしいお酒も飲みながら、おいしいその土地の魚食べたいよねなんていうときにも、そういう2次交通なんかであれば、自分で運転する必要ないわけですから、お酒も飲むこともできるでしょう。そこで遊佐の魅力がたくさん感じてもらって、またリピーターとして来てもらうというところにやっぱり持っていくのが、これから重要な一つの要素になるのかなと思うのですがけれども、この辺ぜひ考えてもらいたいというのがあります。

もう一つ、これも観光で多分基本的には土日という部分になるかと思います。平日もそうなのですがけれども、例えば仕事で来られたビジネスユースで来られる場合なんかもあるわけですし、例えば先ほど私のところで前段の話でもありましたけれども、ふるさと会の方々が例えば実家に帰ってきたよなんていうときに、手軽に使える交通機関というのが必要なのかなと。それも当然観光に絡んでくると思います。この辺一般の方々が使う部分もこれからは重視していく。これは町内に住んでいる一般の方々ではなくて、町外から遊佐町に来ていただいた方々に使いやすい2次交通というのを考えなければならぬかと思うのですが、この辺観光の側面もあるでしょう。今デマンドタクシーやっている所管は産業課になるので、産業課長になるかもしれません。企画課長、産業課長のほうでこの辺どのように考えているか、少しお聞かせ願いたいと思います。

議長（高橋冠治君） 池田企画課長。

企画課長（池田与四也君） それでは、私から観光面からしての答弁をさせていただきます。

確かに議員おっしゃるとおり、町内めぐりの方を対象とした2次交通対策というのは、その観点でそれほど事業に取り組んできたという、あるいは協議してきたということは比較的少なかったかなと、対応も十分でなかったかなという、今改めての反省を持ったところでもあります。ただ、鳥海山タクシーお得パック、2時間乗り放題のタクシーサービスにつきましては、これはそう銘打っておりますが、いわゆるどこで使ってもいいと、町内めぐりでも使えるというものでございますので、お客様の、観光客の予定に応じて上手に使っていただければという想定の中で組んでおりますので。実際少ないわけですが、そういうニーズもございまして、それらへの対応も可能となっておりますので、お知りおき願いたいというふうに思っております。

事例で帰郷の際の足というお話がございました。さすがにこれはタクシーを使ってもらいたいなという

感じが私としてはするのですが、ここからは産業課長に答弁をしていただきます。

議長（高橋冠治君） 堀産業課長。

産業課長（堀 修君） お答えします。

ビジネスユースの方のデマンドの利用ということでございますけれども、今の事業、デマンドタクシーの運行状況というのは、基本土日が休み。それから、平日につきましては9時から3時まで、1時間置きの運行という状況になっています。また、予約が1時間前にしなければいけないという状況ではございますけれども、もしこういった条件の中でそういった方が利用なさるということであれば検討の余地は十分にあるのではないかとこのように考えております。今1日現在当たりの利用者というのは、平成25年度で47.6人でございます、1日当たり。1日の運行本数は9時から15時までの便数というのは、全部で24便でございます。ですので、これは単純平均になりますけれども、1便当たり大体2人ぐらいの方が利用なさっているという状況でございますので、人数的にはそういったものにも対応できる状況にはあるのではないかとこのように考えております。

なお、タクシー業界との当然調整が前提という話になってくるかと思えます。

議長（高橋冠治君） 5番、赤塚英一議員。

5番（赤塚英一君） この辺は非常にまだまだ余地あるのかなというふうに感じております。また、帰郷されて、ただ単に足というのであれば企画課長おっしゃるとおり、やっぱりタクシー使っていただくのがいいのですけれども、例えばふるさと会の方々が、私なんかの場合だと東京吹浦会の方々の話聞いたりなんかして、5月の5日になると吹浦まつりに皆さん来ていただけると。割とそのとき遊楽里に泊まっていたとこの状況らしいです。非常にお金を落としてくれてありがとうと思いつつながら、感謝しながら話聞いているのですけれども。そのときにやっぱりせっかく帰ってきたのだから町内いろんなところ回りたいね、そういえば子供のころ遊んだ牛渡川に行きたいよねとか、あそこに行きたいよね、ここに行きたいよね。例えば先ほど食べ物のお話ありました。鳥海山の見える非常におしゃれなカフェがあったりとか、おいしいパン屋さんがあったりとか最近できたところというのは、そういう方々には非常になかなかなじみがないといいますか、告知されていない。例えばそういうところで観光タクシーみたいなのがあれば、例えばおいしいところどこかないですかという一言で、こういうところこういうところ案内できますよということで、1時間なり2時間なりおいしい食事をして見晴らしのいい喫茶店でコーヒーを飲んで1つ、2つ懐かしい遊んだ地を回ってくるという、そういうふうな形なんか非常に楽しいのかなと。そういう方々が自分の地元でこういうのがあってねという、やはり東京あたりで告知してもらおう。いろんなところで話ししてもらおう。そうすると、それが次のお客さんにつながるのかなと思えますし、また遊佐の観光大使だったり、ビジネス大使だったり、そういう方々が仕事で来るのだったら別ですよ、仕事で来る、例えば町の要請で来てもらうのだったら町で当然車出しますけれども、例えばちょっと息抜きしたいよね、そういえば遊佐自分知っているから遊佐行ってみようかななんて来ていただいたときに、観光の足となる2次交通が充実している。先ほどの観光2時間のタクシーのようにやっぱり7日前とかで予約しないと動けないというよりも、そんなにそんなに貸し切り状態ではない状況で、少しめぐりたいよねというときには、ここからここまで行って、次の予約で1時間後をお願いしますよ、2時間後をお願いしますよなんていう話で動いてもらえるような状況があれば、もっともっと町内を周遊してもらえる。そこでいろんな形

で経済的な効果も出てくるのかなと思うのですが、この辺検討の余地あるのかどうなのか、観光サイドでお願いします。

議長（高橋冠治君） 池田企画課長。

企画課長（池田与四也君） お答えいたします。

ふるさと会の話が2度、3度出てまいりました。私もこの間遊佐ふるさと会に参加してきまして、いろいろお声をいただいてきました。その内容はこっちに置いておきまして、残念ながら2次交通の話は私直接に伺ったことはありませんでしたが、そういうお声があるということ、そういうニーズがあるということを知りまして、なるほどなと思ったところであります。ふるさと会の皆さんは、首都圏とふるさとをつなぐ貴重なパイプ役になってくれておりますし、遊佐町のことをいろんな形で魅力を発信していただいていると、PRしていただいているという皆さんでございまして、これからも大事にしていきたいと思っておりますし、大事にする仕方の一つになろうかとは思いますが、遊佐に帰ってきたとき、帰郷したとき、遊佐めぐり、新しい形に遊佐町も生まれ変わってきている部分もあるわけでありまして、そういったところを見たいだとか、あるいは懐かしい施設なりの名所めぐりをしたいといったニーズにどう応えていくかということ。まさにこれも観光につながる部分でございまして、いわば2次交通対策の一環として検討していく課題かなと思ったところでございます。

ふるさと会の皆さんはこれからちょっといろいろと検討していきたいと思っておりますが、私はこれまで外の町民と言ってきました。ちょっと語呂がよくないかなと思って発してたのですが、この間ふるさと会の前段でビジネス大使と鳥海2236ゆざ親善大使の皆さんとの合同会議の中で準町民証、住民票はお上げすることできないわけでありまして、そういった証書を発行することできないかなみたいな要望もありました。思いとしては一緒でありまして、住民票は持たずとも外で町民と一緒に思いを持って暮らしている皆さんを、どのようにもてなすかというような意味で、ふるさと納税をされてくれた方も含めて何らかの2次交通対策、その他の特典的なお返しができるばいいのかなと、ぼんやりと考えていたところでございました。

なかなか直接的な答弁にはなってございませんが、以上でございます。

議長（高橋冠治君） 5番、赤塚英一議員。

5番（赤塚英一君） せっかくなので、やっぱりそういう方々にどんどん、どんどん町内に来ていただいて、町の新しい魅力をまた発信してもらえればなと思っています。例えば私自宅は吹浦ですから、吹浦のこと中心になってしまうが、吹浦駅あるので、吹浦まで行くことは可能ですし、吹浦から例えばその周辺歩いて何とかなる部分いっぱいありますので、例えば大物忌神社行きたって、駅から歩いて真っすぐ行けば済むわけですし、いいのですけれども、例えば旧青山本邸に行くと、例えば上寺に行くとなってくると、やっぱり遊佐駅でおいて、そこから歩いて行けるものでもなかなかないですし、そうなってくると2次交通が充実してくるといいのかなというふうに思っていますので、その辺やってもらえればいいです。

先ほど準町民ですか、の証書がという話がありました。住民票にかわる何かそういう話ありました。例えばふるさと会のメンバーの方々を、今デマンドタクシー登録制になっていますよね。例えばあの方々を登録してしまうと。そして遊佐町に帰ってきたときには登録者として使えますよという、それは一つのアピールになるのかなと思っていますし、例えばふるさと納税された方、ふるさと納税された方も遊佐町に

来ていただいた場合は、デマンドタクシーありますよということで、その方々には住所も名前もみんな来ているわけです。ふるさと納税で来るわけですから。それを登録して、使えますよというコマースを作る。そして実際来ていただいて、いろんな形で町内めぐってもらう。これが定着してもっともっと事業として成り立つような状況になってきたときに、初めて民間サイドのいわゆる一般的なタクシーだったり何だりということで、それに移行するもの一つの方法なのかなと。その前段として安価なデマンドタクシーを今あるわけですから、ある制度なわけですから、全くないものを後でつくるとなると、それは費用もかかりますし、費用対効果云々という話になればなかなか難しい部分あるかと思うのですけれども、例えばそういう形でできれば、非常にコマース効果も高いのかなと思うのですけれども、この辺所管する産業課長、いかが思いますか。

議長（高橋冠治君） 堀産業課長。

産業課長（堀 修君） お答えします。

ふるさと会の会員の皆様、それからふるさと納税をなさった皆様に対して、デマンドタクシーの利用ということでございますけれども、非常に考え方にすばらしい意見だと思いますので、ぜひ検討させていただきたいというふうに考えております。

議長（高橋冠治君） 5番、赤塚英一議員。

5番（赤塚英一君） 今検討に値すると言っていました。これはぜひお願いしたいなと私思っていますし、新たにバス走らせようとか、新たにタクシー走らせようなんてすると、非常に莫大な費用もかかって無駄な部分もありますけれども、例えばそういう形でやる。デマンドタクシーも例えばオンシーズン、オフシーズン観光にはありますので、例えばオンシーズンの間は土日でも営業できるような体制ができれば、私はさらにいいのかなと思っていますので、この辺は費用の部分もありますので、ぜひ先ほど産業課長、検討に値する話だと納得していただいたので、ぜひこれを検討していただいて、町内外に発信して、せっかく遊佐町に来ていただいたお客様がおもしろかったね、すばらしかったねと、いい感想を持って2度、3度リピーターになってくれることを私願っていますので、ぜひお願いしたいなと思います。

最後に、町長から総括として発言があればお願いしたいと思いますけれども、いかがでしょうか。

議長（高橋冠治君） 時田町長。

町長（時田博機君） 観光を重点的に考えるならば、それは鳥海山という全国に発信するパーツを最大限に発信していくということは、それは町を売るという意味では一番大きな、確実に伝わっていくあり方だと思っています。

ただ、現状を考えますときに、庄内地域の公共交通の一翼を担う観光バス会社も撤退してしまう厳しい現実もあるということも事実であります。それらを考えますとき、今までの規模での観光客に対応することではなかなか新たな2次交通システムをつくるということはなかなか難しい。今あるやつをまず活用するしかないのかなと思う反面、やっぱり乗りかえなしで酒田まで、今酒田市が新幹線の延伸を掲げているわけですが、あれらが整った場合、総事業費がかつての算定よりも物すごく安くできるのではないかと話があります。それらが整ったときにはやっぱりそれはまた別な意味での2次交通、特に町内には酒田の駅から一番近いのは、実は旧青山本邸というのは非常に観光、今までは学習の場だという形で現在も教育委員会管理しているわけですが、先日日本観光振興協会の見並理事長が酒田においでになって、



たまたま月曜日だったのですけれども、旧青山本邸を開館して見ていただいたこともございました。酒田から見ればわずか15分であそこまで来るのだということでございますし、あれをやっぱり取っかかりとしてつなげるという2次交通のあり方、もう少し踏み込んでいかなければならない。その前に何はともあれ来てもらう手だてとして高速道路のオープンもあります。そしてお隣の酒田市では今定住自立圏構想一緒に広域連携してやりましょうという形で取り組んでおりますので、地域連携をしながらやっぱり北庄内の魅力の発信のための2次交通のあり方についても酒田市さんとも相談させていただく、広域でという形を考えていかなければならないと、将来的には、このように思っています。

議長（高橋冠治君） 5番、赤塚英一議員。

5番（赤塚英一君） 町長ありがとうございました。

確かに広域連携、これは重要だと思います。ただ、新幹線、私もやっぱり酒田までノンストップで来ていただけるような状況であれば一番本当はいいのですけれども、なかなか今今の話ではないので。将来の話になってしまうので、やはり今今遊佐町の内部で考えればやはりデマンドタクシーという非常にいい制度があります。多くの方が利用されています。これに観光をミックスして利用してもらう方法を考えるのもひとつなのかなと思っています。

今旧青山本邸の話も少しさせてもらいましたし、町長からも話出ました。確かに酒田から一番近い観光スポットとすれば旧青山本邸があります。私の学生時代の友人が今東京で庄内を中心に山形県を町おこししたい、観光も含めて活性化に少しでもお手伝いできないかということで今活動を始めています。非常にいい形で動いているようです。例えば東京の花笠会の方々にもご協力いただいているようですし、そのほかにもいろんな方々が協力してやっています。これがうまく動き出せば当然我が町に対しても非常にかかわりのある話になってくるのかなと思っています。その前にやっぱり広域連携、酒田市との連携もそうですし、鶴岡市と連携、酒田市、鶴岡市の間に庄内空港、これを活用した方法も考えなければなりません。JRの新幹線誘致云々もやらなければなりません。こういうところを含めながらいろんな形でやらなければなりませんのですけれども、まず我々やっぱり地元遊佐町をよくするためには、一つの方法として観光客がいっぱい来ていただける、観光客からいっぱい来ていただいて町が活性化する、経済的にもいい形になってくるというのを目指すのがやっぱり我々の役目だと思っていますので、このような話をさせていただきました。

ぜひ町長からは大変でしょうけれども、先頭役になって旗振りやってもらって、遊佐町のみならず、庄内、山形県というような形で働きかけてもらえればと思っておりますので、ぜひ課長からも検討に値するといういいお言葉をいただきましたので、来年あたりには実現なるのかなと期待しながら、私の質問を終わりたいと思います。

ありがとうございました。

議長（高橋冠治君） これにて5番、赤塚英一議員の一般質問は終わります。

7番、佐藤智則議員。

7番（佐藤智則君） 最後となりました。暫時の間、お耳を拝借させていただきますし、答弁もよろしくお願いをしたい、このように申し上げます。

昭和56年9月、大分県において第1回全国豊かな海づくり大会が開催され、崇高な開催理念のもと、脈

々と都道府県に引き継がれてきた国民的行事であります。平成24年10月10日に第36回全国豊かな海づくり大会、本県開催が決定し、東北における本大会開催は平成28年の山形県が4県目であり、また東日本大震災後の東北での開催でもあります。本大会の開催は、山形県から元気を発信し、復興に歩む皆様にも参加いただきながら、広く東北全体の震災等からの復興を目指す機会とし、東北の元気、再生をアピールする大会にしたいとしております。

これらに基づく海づくり大会の開催趣旨は、魚食王国である日本人の食卓に、安全でおいしい水産食料を届けるために、水産資源の保護・管理と海や湖沼・河川の環境保全の大切さを広く国民に訴えるとともに、つくり育てる漁業の推進を通じて、あすの我が国漁業の振興と発展を図ることを目的とし、天皇、皇后両陛下ご臨席のもとに、都道府県ごとに毎年各地で開催されることが通例となっているようであります。

さて、第36回全国豊かな海づくり大会、本県開催決定後、大会推進のための準備委員会を設置し、平成25年6月13日に第1回準備委員会が行われ、本年8月21日の第3回準備委員会を経て、9月10日に山形県実行委員会が発足し、28年度に向けた実行委員の委員総数63名による組織のスタートとなりました。第36回全国豊かな海づくり大会の大会テーマは、酒田市立第二中学校1年生の近藤慶哉君の「森と川から海へとつなぐ生命(いのち)のリレー」が選定されました。すばらしい大会テーマでありますし、折しもことし10月12日に第38回の全国育樹祭が金山町で開催され、まさに今度の大会テーマに沿う28年度の豊かな海づくり大会の士気を高めていく助長であります。

豊かな海づくり大会へ県民一緒になっての士気高揚はもちろんであるが、殊さら今大会における2市1町の海とともに歩んできた歴史文化を全国に知っていただくことは千載一遇の好機であり、我が町においても今大会に臨む意気込み、位置づけを積み上げていく必要があります。特に今大会における時田町長は実行委員会の副会長の一人でもあり、また本宮副町長も幹事会のメンバーとして粉骨砕身、鼓舞されんことを望み、壇上からの質問といたします。

議長(高橋冠治君) 時田町長。

町長(時田博機君) それでは一般質問、最後の質問者であります7番、佐藤智則議員に答弁をさせていただきます。

豊かな海づくり大会に向けてという形の質問だったと思いますけれども、平成28年の全国豊かな海づくり大会の開催に向けて、昨年度より機運醸成事業等に取り組んできており、山、川、海づくりをテーマにして、クロマツの枝打ちや淡水魚や海水魚の放流事業、普及啓発のためのフォーラムの開催等に既に取り組んできております。

遊佐町は町内に山、海、川、全てを合わせ持つほか、豊かな湧水という水資源にも恵まれているわけがありますから、まさに大会テーマに即した土地柄であるという認識でございます。この豊かな自然をテーマに取り込むため、大会本番に向け、県の水産振興課等と連携して、遊佐町での大会行事について協議を重ねてきております。現在協議途中ではありますが、遊佐町合併60周年記念のテーマである「子供たちに夢を」をメインテーマとして、子供が多く参加できる放流事業を考えているところであります。湧水にちなんだ胴腹滝周辺には、胴腹滝の水を利用した県の内水面水産振興センターがあり、さまざまな溪流魚が育成されております。その中に県の魚であるサクラマスも育成されております。このサクラマスを清流月光川で放流体験してもらい、さらには月光川河口にある吹浦漁港においてクロダイ等の放流体験をしても

らうことで、豊かな森が育んだ湧水が川となって、川の養分が海に流れ込み、岩ガキや鮭などの豊かな水産資源になることを実感してもらうことにつながると考えております。さらには、イベント会場を設置し、地元業者や漁協、水産加工施設等と連携して、遊佐町の水産物、加工品等のブースを設け、多くの方にも購入していただける機会をつくっていきたいと考えております。アトラクションについては、これからまた検討してまいりたいと考えます。

いずれにしても、遊佐町の特色が反映されるよう関係機関と連携をし、第36回全国豊かな海づくり大会が町民にとっても、県民にとっても有意義な大会になるよう協議を進めてまいりたいと、このように考えております。

以上であります。

議長（高橋冠治君） 7番、佐藤智則議員。

7番（佐藤智則君） 少し先ほど壇上で申し上げたことを、確認的にもう一度事項列で申し上げたいと思いますけれども。

24年の10月10日に決定をいたしました。本県で豊かな海づくり大会を行うよ、決定をいたしました。そして24年10月の24日には鶴岡市が即反応しました。鶴岡市が大会開催地に係る要望書を提出をしております。そして年が明けること、25年2月19日に酒田市もこの大会開催地に係る要望書を提出をしております。25年の6月ですけれども、6月13日にはいよいよ豊かな海づくり大会の準備委員会というのが組織されまして、第1回目の委員会を県庁にて開催を行っている。

そこで25年の今申し上げた6月13日に第1回目の準備委員会行っている。我が町からは準備委員会の委員であります本宮副町長が出席をしております。その翌月の7月の31日、25年7月の31日に大会開催候補会場等に係る提案書を提出しております。鶴岡市、酒田市、遊佐町から大会開催候補会場等に係る提案書、提出されている。この提案書というのはどのような内容の提案書なのか、まずお聞きしたいと思います。

議長（高橋冠治君） 時田町長。

町長（時田博機君） 佐藤議員にお答え申し上げます。

実は前段があるのです。県の決定を見る以前に、24年の6月県漁協、そして庄内地域でやっぱり28年度に全国豊かな海づくり大会開催要望書なるものを山形県に提出をして、そして平成24年の県の開催決定以前に、山形県の町村会でも県知事に対して28年の豊かな海づくり大会を山形県にて開催すべしという提案を、私自身が県町村会の総会で提案をさせていただいて、それらを受けて県がやりましょうという判断のもとに全国に申し入れをして、24年の10月に開催の決定をいただいたということが経緯でありますので、前段があったということをご理解をいただきたいと思っております。

議長（高橋冠治君） 本宮副町長。

副町長（本宮茂樹君） 私からも少しお話をさせていただきます。

議員からご質問あったように、平成25年6月13日に第1回の準備委員会が県庁のほうで開催されました。私が準備委員として出席をさせていただきまして、主な協議については大会までのスケジュール、それから開催候補地選定方法でございました。その段階で説明されたのが、いわゆるこの大会は山形県全域で開催するわけです。大会の先進県の例を見ますと、主な行事として式典行事が一つ、それから歓迎行事、これは放流とか海上での歓迎行事、こういった部分。それから、そのほかの関連行事等々ございま

す。そういった意味におきまして、主には主となる式典行事、歓迎行事の開催地、これらの候補地をどのように決定していきましようかということが第1弾でありました。その場で私のほうから発言をさせていただきました。山形県の魚はサクラマスでありますし、豊かな森、川、海、これらがお互いに連携をしながら豊かな海づくりへと流れていくのだというようなことは周知のとおりであります。山形県、海に面している県だという全国的な認識、少なからずも少ない部分もございます。したがって、これらの海づくり大会という中であって、主たる会場、式典行事、歓迎行事を行うのは、やはり海に面している庄内地方が一番ふさわしいのではないかと。そうした中で議員のほうからお話ありましたように、そのための具体的な申し出、これが提案書という形でそのときに鶴岡市、酒田市から提出されておりますというようなことがございました。そういった申し出に基づいて、今後これらの2つの市からプレゼンテーションをいただく内容をいろいろとお聞きする、そういった中でこれらの式典会場、歓迎行事を行う会場等について最終的な開催地の決定を行うのがよろしいのではないですかというふうなことを、私のほうからも発言をさせていただきました。

やはり式典会場、それから歓迎会場、これについては開催をするための要件といえますが、施設的な規模でございます。1,000人以上の方を収容できる施設を有した市町村でないと開催できないという物理的なこともございましたので、またそういった動きが両市からございましたので、そのような形で発言をさせていただき、そうするならば山形県民の皆さんからも海づくり大会の開催地として庄内の地域にその会場を決定すること、ご理解いただけるのではないですかというふうなことを発言をさせていただいた記憶がございます。そういった経過を経て、最終的には県のほうでも提案、申し出のあった2市のほうで具体的な調整がなされました。

その結果、式典行事のほうは酒田市のほうを主会場にして、それから放流、海上歓迎行事のほうは鶴岡市のほうを主会場にしてということが決定になったようでございますが、ご質問にありました具体的な内容については産業課長のほうから答弁をさせていただきたいというふうに思います。

議長（高橋冠治君） 堀産業課長。

産業課長（堀 修君） お答えします。

今町長、副町長からお話にあったとおり、平成28年度に行われる本大会につきましては、式典行事につきましては酒田市民会館希望ホールということで決定をしております。また、放流、海上歓迎行事につきましては鶴岡市の鼠ヶ関港で、本町につきましてはそれにかわるイベントということで、事務段階で今県と調整中でございます。

なお、この間さきに行われました知事と語る会におかれましても、知事のほうから前向きな返答をいただいているというところでございます。

議長（高橋冠治君） 7番、佐藤智則議員。

7番（佐藤智則君） わかるのです。というのは、自分自身も日時を申し上げながら、いろいろこうやって発言しているわけですので、いわゆるこれは準備委員会の議事録が私の手元にあります。それをもって第1回の準備委員会の出席は本宮副町長がなされたねということも出ておりますし、どういう発言がなされたかということを一語一句的確ではないかもしれないけれども、議事録に出ているのです。あなたのおっしゃったようなことは私もそれはそのとおりだと思うのです。というのは、あなたが冒頭このように

述べています。

遊佐町からは意向は出していないが、いわゆるいろいろ要望書とか提案書というものは出していないけれどもというのです。そしてその内容的には、それだけのあなたのおっしゃった、いろいろ会場は1,000人ぐらい入るような規模の施設がなければやっぱり難しいだろうなどが、いろんな条件が入ってくる。そういったことからしたときに、やはり遊佐町で式典とかいろいろ放流とか歓迎のもろもろの行事、そういったことを行うにはちょっとやっぱり難しいのかなと現状がある。だからそれを踏まえてはつきり申し上げれば手を挙げることをしなかったということだと思のです。意向は出していないがということなのです。

それであなたが、こういうふうな発言の中で、下段のほうで結んでおります。遊佐町でも放流事業等を頑張っているのだと。北海道の北見市とのメジカの交流事業も立ち上げて取り組んでいる。内水面と海とのかかわりの深い部分等の特色を加えていただきながら、開催をお願いしたい。そんなことで結んでおります。

私もやはり酒田と鶴岡と何が何でも一緒だということはやっぱりこれ現実的にはなりませんでしょうし、遊佐町は何ができて得るのということで課長からもいろいろイベント等々の調整中だというふうな今説明もありました。ですから、やはり庄内は一つとは言えけれども、それぞれの分担、分担の中で遊佐町は何がではできるの、どういうことが協力できるの、一緒にやっていけるのというようなことがこれは条件的には必ず入ってきます。だからあなたの言われたとおり、こういったことでの今後の進めというのはわかりますが、やはり私がひとつ何か議事録ということとか、いろいろそういったことに関して疑問を持つのは、私がさきに申し上げたように、町長から私が申し上げた後、実はそれは前段があるのだというお話で説明があった。というのは24年の10月24日に鶴岡市長から大会開催地に係る要望書、要望書が提出されたということで議事録に載っています。いわゆる提案書ではありません、要望書。酒田からは翌年の2月19日、やはり同じく要望書ということで提出されている。私がさっき申し上げたように、平成25年の7月31日に鶴岡、酒田、遊佐町から大会開催候補会場等に係る提案書を受理したということで書いてますよ、議事録。だから、要望書と提案書というのは意味合いは似たようなものだと言えればそれまでかもしれませんが、公式の文書ですから、要望したのと提案したのと同じなのだというふうなことの捉え方もあれば、いややっぱりそれはまた違ったいろいろなお願い事、やっぱり自分たちは自負を持ってこういうことだったらできるよということで提出をしたよというようなことの意味合いからすれば、私は違うのではないだろうかと思ったものですから、ちょっとくどいですが、再度お聞きしますけれども、いかがなのですか。

議長（高橋冠治君） 本宮副町長。

副町長（本宮茂樹君） お答えいたします。

ただいま議員のほうからお話あったように、その開催の第1回の準備委員会の時点では、要望書という形で受け付けしてございます。その段階で要望が出ているところから改めて提案書をいただいてというのが県の担当からの説明であったような記憶がございますので、私がああ時点で提案書というような、ちょっとこちらの資料を見てお答えしたのが間違いでございますので、その部分は訂正をさせていただいて、第1回の準備委員会の段階で出ていたのは2市からの要望書という形でございます。

議長（高橋冠治君） 7番、佐藤智則議員。

7番（佐藤智則君） 理解させていただきました。

それ以後ですね、それ以後、ことしに入って準備委員会も3回ほど行われて、それ以後9月の10日、我が町では9月定例議会2日目でした。町長から説明があって、あのとき確かに。本宮副町長は公務で欠席をさせていただくのだということでありました。これが9月10日の実行委員会というのが発足しております、9月10日、実行委員会。同時に幹事会というものが設置されております。というのは、やっぱり役割的には幹事会でいろいろともみにもんで、検討に検討を重ねて、それでこれでどうでしょうかということとで実行委員会のほうに上げていくのだと思います、組織的には。

それでお聞きしたいのは、26年の9月10日に実行委員会、今申し上げたように発足を見て、幹事会も設置があって、当然幹事会が設置あったわけですから、今12月ですよ。発足したのは9月10日です。それ以後幹事会での協議なされたことがあったのか。あったのであればどのような協議がなされたのかちょっとお聞かせください。

議長（高橋冠治君） 本宮副町長。

副町長（本宮茂樹君） ただいまありましたように、9月の10日に、ちょうど9月定例会開催期間中でしたから、議長のほうから許可をいただきまして町長にかわりまして山形県実行委員会設立総会、これが庄内総合支庁のほうで開催されました。知事の参加をいただきながら、発足をいたしたところでございます。私が出席をさせていただいて、その後幹事会という形でございますが、11月の21日にやはり庄内総合支庁のほうで開催をしてございます。組織的なお話もございましたので、説明をさせていただきたいと思いません。

第36回全国豊かな海づくり大会、これを推進していく体制といたしまして、中央組織では豊かな海づくり大会推進委員会というのがございます。会長が全漁連の会長になってございます。共催という形で県の組織がございます。第36回全国豊かな海づくり大会山形県実行委員会、これが先ほどの9月の10日の部分でございます。その実行委員会に提案する内容事項を審議いたします組織として幹事会がございます。これは庄内総合支庁長を幹事長に、副幹事長が鶴岡市の副市長、酒田市の副市長、三川町、庄内町、遊佐町の副町長、県漁連常務理事、庄内総合支庁の産業経済部長、こういう形になってございます。これが幹事会の組織でございます。

ここで実行委員会は知事が会長であります、そこに審議をお願いします、付すべき事項について最終的に審議を検討させていただくということになります、幹事会で具体的に話し合われます具体的なそれぞれの内容を検討します委員会がその前段にございまして、専門委員会ということで3分野に分かれてございます。総務、広報専門の委員会、それから式典、放流、行事専門委員会、宿泊と輸送と警備等に関する専門委員会、この3つの専門委員会がございまして、そこで具体的に各市や町の、それから県の担当課長等、部長等含めて議論していただく専門の場でございます。ここには専門的な見地からご意見をいただく漁業関係者等々も含めて、委員会を形成しているところでございます。

その結果を受けまして、11月21日に第1回の幹事会が開催されてございます。議事といたしましては、計画の全体構成と計画策定に係る審議事項について、2つ目が基本計画策定に向けた今後のスケジュールということになってございます。今後のスケジュールという形で申し上げますと、これまで第1回実行委員会、先ほど来申し上げている実行委員会を経まして、専門委員会のほうで幹事会にかかる内容を検討をし、第1回の幹事会開催してございました。その後これからまた専門委員会、幹事会を経て、今年度末

には実行委員会を開催するというようなことで日程が示されてございます。そういった中で来年度、いわゆる大会開催前の前の年の事業等々も含めて実行委員会に付されるという形になってございます。

なお、まだ大会開催の日程決まっております。これはおおむね1年前ころに日程を決定するのが通例であるというようなことでございまして、ことしは奈良県のほうで大会がございました。11月の15、16日でございます。来年27年度は富山県で開催されます。10月の24日、25日、ここで富山県開催から次回開催される山形県への大会旗の引き継ぎ等々を行うわけですが、このときには日程が決まっていなければならないと、私自身的には思うわけですが、おおむね1年ほど前に決定をするのだという説明だけをお願いしてございました。そういったことでこれまでの例を考えると、秋の開催が有力であるというようなことで伺ってございます。このような形で幹事会で報告をされました。

なお、幹事会で報告をされた内容につきましては、先ほど申しました式典会場、それから海上等の歓迎行事の会場の報告、そういったことについて報告をいただいた形になってございます。

以上であります。

議長（高橋冠治君） 7番、佐藤智則議員。

7番（佐藤智則君） いろいろまず開催時期にしてもまだはっきりと決まっていないという状況の中で、まずおおむね秋の季節、秋でしょうということなんか、そういったことなんかも書いているものがあります。秋。それで私がこれから申し上げたいのは、実行委員会も幹事会も大体これからいわゆる開催時期に近くなるまでと言え、来年度の27年度末ぐらいいまでに3回ほど行う計画がなされておりますよね、幹事会。同時に今あなたから説明のあった専門委員会のほうも、同時に開催をするというふうな計画にはなっております。そのときに私は、計画書を見ると28年に開催を秋に行うというふうな、もし計画であるならば、27年末には決まっていなければいけないですよ、基本計画が決まっていなければいけない。そういったことがあり得るだろうし、ということは来年度中にいろんなことがこれでどうだろうということでの素案ではなしに、実施計画が発表される状況が来年末あたりであって、それで28年にはいわゆるリハーサルと書いてあります。リハーサルを行って、そして本番に臨むという状況になります。

次のことですが、今年が奈良県、そして来年が富山県、あなたからも説明ありました。ずっと沖繩とかさまざま開催した県のものをちょっと見てみますと、やっぱりプレイベント、いわゆる祭りであれば前夜祭です、そういったことをほとんどの開催地でプレイベント、前年の開催イベントをやっている状況があります。そういったことで本番を迎えるに士気を高めていってどんどん、どんどん盛り上げよう、そういった目的があるのだと思うのです。それはプレイベントはやるとしたら来年の平成27年ですから、前年ということですので、27年ですから、そのいろんな協議というのはもう今12月ですので、幹事会、それから専門委員会のほうからは出なかったのでしょうか。

議長（高橋冠治君） 本宮副町長。

副町長（本宮茂樹君） プレイベントの具体的な協議等については、産業課長のほうから答弁をいただきます。

スケジュール関係でもう一度確認をさせていただきますと、前回の幹事会で示された内容によりますと、幹事会のほうを来年の2月第2回幹事会開いて、3月に第2回の総会を開催をする。この場で基本計画を決定しますが、内容は平成27年の事業計画の案、それから平成27年度の収支予算案、これがこの総会に係

る、いわゆるプレ事業に関するようなことが、第2回の総会のほうで決定になっていくというふうに予定されてございます。

これ資料による熊本県の例なのですが、先ほど申しましたように、開会の日決定がいわゆる組織としてしっかりと決定をするのが25年度開催された熊本の大会で決定をしたのが、10月の末のようでございます。それから、これはおおむねの日程でございますけれども、最終的な24年度の実行委員会を12月の初めに開催しているということでございます。つまり開催年の前の12月、前の年の12月に最終的な開催年度の考え方といいますか、事業について示されるのかなというふうに見てとれるようでございます。

そういったことの中でスケジュールが進んでおるといようなことが、さきに開催した25年度開催の熊本の例によれば見てとれるというふうな状況でございます。

プレ事業については、産業課長のほうから答弁いたします。

議長（高橋冠治君） 堀産業課長。

産業課長（堀 修君） お答えします。

1年前プレイベント大会の事務局段階での経過でございますけれども、日時は平成27年の10月ごろの予定ということで進めております。当初は先日11月22日に実施しました豊かな森、川、海づくりフォーラム、これをベースにことし同様に県と遊佐町の共催によって実施する案、それから既存の町の事業、例えば鮭のつかみ取り大会とか遊佐農林水産まつり、それから遊佐の商工フェア、それから鳥海山シー・ツー・サミット、そういったイベントと組み合わせたプレイベントにしたかどうかということで検討しておりますけれども、先日10月30日に再度県のほうと協議を持ちまして、基本的には鮭のつかみ取り大会をベースにサクラマスの生産施設の見学、それからサクラマスの関係で内水面センターを利用した採卵見学、それから給餌体験、それから釣り体験等々を行いたい。それプラス県の魚でありますサクラマスの放流、これは月光川へ稚魚を放流するといったことを考えております。

さらにつかみ取り大会の会場付近に水産物の販売等々ができることをプラスして、子供たち、親子になりますけれども、そういった方々が楽しめる体験活動にしたいというふうに考えているところでございます。

なお、酒田市につきましては、酒田市農林水産まつりを拡充して行いたい。鶴岡市につきましては、鶴岡大産業まつり、これを拡充して実施する。なお、鶴岡市につきましては、本大会で鼠ヶ関で放流事業を行いますので、その予行演習を兼ねた行事をやりたいということで考えているようでございます。

以上です。

議長（高橋冠治君） 7番、佐藤智則議員。

7番（佐藤智則君） やはりるる副町長、堀課長からも説明があつて、こういうような進め方を計画しておるといことと、また調整中のやつもちろんあるということの中で、やっぱり我々からすると実行委員会組織というのは、何遍も言って恐縮ですけども、幹事会は庄内支庁で行いますよね。庄内支庁長が先頭に立って、そして鶴岡、酒田、遊佐の副市町長等々、それから三川、庄内町等なんかも委員に入っていますよね。その中で実行委員会は幹事会から上がってきた、そして幹事会は専門委員会からこういうことでどうしようということの上で上がってきたのを検討して、このとおりでいい、このように報告しましょうよ、実行委員会に上げて、実行委員会がそれをよしとして、では本部を設置するよということの最終



的な動きになっていく。そのときにやはり我が町からは本宮副町長が幹事会のメンバーで出ておられる。まだこれからいろいろこういうことはどうだろうということがまだまだある。その中でしっかりと遊佐町を代表して、遊佐町はこうなのだと、こういったことを検討願えないだろうかということを申し上げるのも幹事会だと思うのです。それをサポートしてくれるのが、やはり副会長である時田町長が最終的にはいろいろご意見をも申し上げたりする場があるのかもしれませんが。やはり遊佐町はしっかりと遊佐町のしっかりとした考え、そういった意見はその都度申し上げて、大きなことはできないけれども、こういったことはぜひ遊佐町にもやらせてくださいとか、いろんなやはり申し上げる場、出て行く、出場させていただく、また例えば漁業関係での発表とか、そういったことなんかに関しては、私は準備委員会の第1回目でお話を申し上げたように、遊佐町は脈々としたふ化技術、また放流の歴史があるわけです。それからメジカ、メジカの事業もしっかりと今取り組んでいる状況、進捗がある。その中で昔はあなたもご存じのように、とる漁業者と育てる漁業者というのは犬猿の仲でした。それが私はすばらしいと思うのは、時代は動いたなと思ったのはメジカのことでした。とる漁業者と育てて放流して、そういった事業を行っている人が歩み寄って、しっかりと将来の鮭の資源というものを見据えようよということで信頼関係を築きつつある。これはやっぱり私は時代に即した今後の考え方の大事なところだなと、こんなふうに思っているものですから、そういった研究発表的なことなんかも含めて、やっぱり発表していただく場、そういったチャンスは遊佐町からもしっかりと提案をして、やはりいただくべきものはそういったことで発表させていただきますよとか、そういった発言はぜひなさるべきだと思うのですが、いかがでしょうか。

議長（高橋冠治君） 時田町長。

町長（時田博機君） まず、豊かな海づくり大会に際しまして、遊佐町長が副会長という、実行委員会の役柄を賜ったこと、大変実はびっくりしました。たたき台では実行委員会、知事と、それから鶴岡市長、酒田市長、漁協の会長、遊佐町長という形で。その前段では実は遊佐町は入っていない。それから、庄内町と三川町も委員にも入っていなかったという前段がありまして、ちょっとオール庄内、オール山形県という体制が非常に弱いなと思っていた時点でありましたので、総会でそのような形で取り扱っていただくということは、県が全体をもって豊かな海づくり大会に当たろうということの意思のあらわれだというふうに評価をしているのであります。

私は海に面する2市1町が主導的に、それはいいのでしょうかけれども、庄内は一つ、実はこういうお話を申し上げております、既に。三川さん、あなたのところの前の赤川でやっぱり放流事業やりましょうよ。そして私のところも、酒田、鶴岡はシンボルで天皇陛下が放流事業やるのだけれども、当然酒田の子供たちにもそんな機会与えたいでしょうし、遊佐の子供たちにもそんな機会を与えたい。庄内町だって最上川がすぐ控えているわけですから、庄内はやっぱり2市3町、全て力を合わせてやっぱり放流事業をやりませんか、これ提案しませんかということを庄内町原田町長、そして三川の阿部町長に申し入れをしました。いや、やりましょうというふうなお答えも実はいただいております。

確かに幹事会で決定すること等もありましょうけれども、私は放流事業等は逆に言うと最上のエリアでもやれるところ、内陸でもやれるところ、やっぱり力を合わせて全県的にやっぱりやる。それらをしっかりと一人でも多くの県民や子供たちが体験することというほうが、もっともっと大会を開く意義にふさわしいのではないかと考えております。

やっぱりどうしても、行政とすれば海に沿岸の漁業の振興等に関する要望、漁場、漁港の要望等は、それは鶴岡市さんと酒田市さんと遊佐町に限られてきたという経過がありますけれども、我が町では歴史的に江戸時代から鮭の放流事業、現在では山形県のふ化放流の8割を我が町でやる。実はうれしかったのは、きのうの山形新聞です。「箕輪のカンスケさん」というカンスケさんという名前をそのまま絵本にしたのが山形の庄内版ではなくて、内陸の版に、米沢のほうですか、掲載されていました。やっぱり同じ山形県でも箕輪の高橋さんのところもやっぱり交流があって、それらを絵本にして、そして発信して、それがたまたまきのうの山形新聞に取り上げられていたというのを見ますときに、事業としてはやっぱり大きな大きな事業なのだと思いますし、特に箕輪のふ化場も升川のふ化場も丸子のふ化場も全てのエリアでやっぱり沖で網揚げをしないでもいいですよという、先進的な放流する方ととる方の交流を遊佐町の鮭のふ化組合の会長さんを中心に発信してくれたおかげで、北海道との交流が始まって、そしてこのような今回の状態まで来ているということは、全国で見てもそういうことはほとんどこれまでにないという事業でありますので、これらはやっぱり。かつては町は余力を入れてきませんでしたし、全国鮭サミット、最初に遊楽里でやったときは役場の行政では一係長しか参加をしておりませんでした。庄内支庁は技官から部長から課長から大勢参加していましたけれども、ほとんど参加しておりませんでしたけれども、回数を重ねることによって、それらがしっかりと積み重なって交流が深まった。そして勉強の機会も深まったということ、大変ありがたいと思います。

私はやっぱりこの大会については、とるだけの漁業ではなくて、つくり育てる、そんな一つのきっかけとなってほしいなど。そしてサクラマスも当然我が町で放流していきたいと、このように考えています。

議長（高橋冠治君） 7番、佐藤智則議員。

7番（佐藤智則君） 時間ももうわずかしかなかったらありませんので、手短かに申し上げます。

私も今町長申し上げてくれましたように、森、川、海、山形のいわゆる2市1町というような捉え方はなしに、全県でこのことについて頑張ろうね、取り組みましようねというような企画、私は大事だと思います。だから町長の言われるように、内陸のほうでこういうような、サクラマスもそうだけれども、こういうのも放流してみたいのだ、そういったところがあつたらどんどんやるべきだと思います。県下全員がやっぱりこういったことで、36回の全国豊かな海づくり大会、もしえけの、そういったことが皆さんの口から出るような、そういう大会にならなければいけない、こんなふうに思いますし、最後に町長にお聞きします。豊かな海は豊かな川に育まれて、豊かな川は豊かな森から生まれるという言葉があります。まさに遊佐町はこのような地域環境に合致する町であり、牛渡川を生息の南限とする希少種のハナカジカが生息し、毎年多くの鮭が遡上するさまざまな豊かな恵みを楽しむ町であります。今大会は千載一遇のチャンスでありますので、このチャンスは次世代に継承できるものでなければなりませんと私は思います。

そこで町長には遊佐町はこういう豊かな海づくり大会にしたいとの意気込みを一言いただいて、時間もありませんので、終わります。

議長（高橋冠治君） 時田町長。

町長（時田博機君） 先ほど申し述べましたように、つくり育てる大切さもこの町から発信していかなければならないでしょうし、山形県全体的に見れば、やっぱりきれいな川があつて、きれいな森があつてその上流に、そして海があつて、これは全てがやっぱりつながっていると、その中での大会、まさに鳥海

山を誇らかに仰ぐ遊佐町では、町内しか流れないきれいな水の中で、またそれらの恩恵を、岩ガキ等も発信できる、すばらしい環境にあるということを全国にも発信していきたい、このように思っています。

以上であります。

議長（高橋冠治君） これにて7番、佐藤智則議員の一般質問は終わります。

これにて一般質問は全員終了しました。

3時15分まで休憩いたします。

（午後2時58分）

休

憩

議長（高橋冠治君） 休憩前に引き続き会議を開きます。

（午後3時15分）

議長（高橋冠治君） 日程第2から日程第17まで、議第74号 平成26年度遊佐町一般会計補正予算（第5号）の専決処分の承認について、議第75号 平成26年度遊佐町一般会計補正予算（第6号）ほか特別会計補正予算7件、議第83号 遊佐町指定介護予防支援等の事業の人員及び運営並びに指定介護予防支援等に係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準を定める条例の制定についてほか条例案件6件を一括議題といたします。

事務局長をして朗読いたさせます。

佐藤議会事務局長。

局長（佐藤源市君） 上記議案を朗読。

議長（高橋冠治君） 提出者より提案理由の説明を求めます。

時田町長。

町長（時田博機君） それでは、私から提案理由を申し述べさせていただきます。

議第74号 平成26年度遊佐町一般会計補正予算（第5号）の専決処分の承認について。本案につきましては、平成26年12月2日公示、12月14日投開票予定の衆議院議員総選挙に係る執行経費を計上するため、補正予算編成が必要となったことから、地方自治法第179条第1項の規定に基づき専決処分したものであります。

歳入について内容を申し上げますと、県委託金で710万円、前年度繰越金で90万円をそれぞれ増額したものであります。一方、これに対応する歳出につきましては、衆議院議員総選挙費で800万円を増額したものであります。

議第75号 平成26年度遊佐町一般会計補正予算（第6号）。本案につきましては、今年度の歳入全般について収納状況を見通し、歳出においては各種事業における変更等への対応、さらには県人事委員会勧告に準じた職員給与の改定や会計異動等による一般職員等人件費の見直しを行った結果として、歳入歳出予算の総額にそれぞれ1億6,950万円を増額し、歳入歳出予算の総額を80億8,000万円とするものであります。

歳入について主な内容を申し上げますと、国庫支出金ではがんばる地域交付金で1,523万3,000円を増額

するなど、1,844万4,000円を増額、交付金等では地方交付税で9,713万2,000円を増額、その他の収入では前年度繰越金で3,631万2,000円を増額するなど、歳入補正総額で1億6,950万円を増額計上するものであります。

一方、これに対応する歳出の主な内容を申し上げますと、総務費では、ふるさと基金への積立金で1,000万円を増額するなど2,595万5,000円を増額、民生費では、社会福祉費の障害者自立支援給付金で394万2,000円を増額するなど793万6,000円を増額、農林水産業費では、林業費の松くい虫防除（町単独）事業で4,551万円を増額するなど5,548万2,000円を増額、商工費では、観光費の観光施設整備事業で588万円を増額するなど975万2,000円を増額、土木費では、除雪経費で2,005万円を増額するなど3,880万5,000円を増額、消防費では、消火栓整備事業で750万円を増額するなど1,253万円を増額し、歳出補正総額で1億6,950万円を増額計上するものであります。

議第76号 平成26年度遊佐町国民健康保険特別会計補正予算（第2号）。本案につきましては、繰越金及び総務管理費の増額が主なものであり、歳入歳出予算の総額にそれぞれ100万円を増額し、歳入歳出予算の総額を18億5,600万円とするものであります。歳入について申し上げますと、前年度繰越金で100万円を増額するものであります。一方、これに対応する歳出につきましては、一般管理費の需用費で15万円、委託料で80万円、賦課徴収費の役務費及び公課費で5万円をそれぞれ増額するものであります。

議第77号 平成26年度遊佐町簡易水道特別会計補正予算（第2号）。本案につきましては、簡易水道区域の事業の精査により、歳入歳出予算の総額にそれぞれ104万円を増額し、歳入歳出予算の総額を1億3,500万円とするものであります。歳入について申し上げますと、前年度繰越金で104万円を増額するものであります。一方、これに対応する歳出につきましては、総務費の職員給料で4万円、維持費の光熱水費で100万円をそれぞれ増額するものであります。

議第78号 平成26年度遊佐町公共下水道事業特別会計補正予算（第1号）。本案につきましては、遊佐町公共下水道事業に係る、一般管理費と下水道建設費の見直しにより、歳入歳出予算の増額にそれぞれ950万円を増額し、歳入歳出予算の総額を7億4,150万円とするものであります。歳入について申し上げますと、使用料で190万円を、繰越金で160万円をそれぞれ減額し、繰入金で1,300万円を増額するものであります。一方、これに対応する歳出につきましては、総務管理費で949万円、下水道建設費で1万円をそれぞれ増額するものであります。

議第79号 平成26年度遊佐町地域集落排水事業特別会計補正予算（第2号）。本案につきましては、遊佐町地域集落排水事業に係る、一般管理費の見直しにより、歳入歳出予算の総額にそれぞれ60万円を増額し、歳入歳出予算の総額を9,310万円とするものであります。歳入について申し上げますと、使用料で32万円、繰越金で28万円をそれぞれ増額するものであります。一方、これに対応する歳出につきましては、総務管理費で60万円を増額するものであります。

議第80号 平成26年度遊佐町介護保険特別会計補正予算（第2号）。本案につきましては、これまでの介護保険給付費実施状況を踏まえた補正や還付金の遡及による増額補正が主なものであり、歳入歳出予算の総額に40万円をそれぞれ増額し、歳入歳出予算の総額を19億3,140万円とするものであります。歳入について申し上げますと、保険料で37万4,000円、預金利子で2万6,000円をそれぞれ増額するものであります。一方、これに対応する歳出につきましては、保険給付費で地域密着型介護サービス給付費で1,400万円

を減額し、居宅介護住宅改修費で100万円、特定入所者介護サービス費で1,300万円、財政安定化基金拠出金で2万6,000円、諸支出金で37万4,000円をそれぞれ増額するものであります。

議第81号 平成26年度遊佐町後期高齢者医療特別会計補正予算(第2号)。本案につきましては、保険料賦課額の減額等に係る取り扱いの見直しにより、保険料の減額更正を行う際に、期間制限なく更正できる取り扱いとしたことに伴う保険料還付金の増額が主なものであり、歳入歳出予算の総額にそれぞれ110万円を増額し、歳入歳出予算の総額を1億7,740万円とするものであります。歳入について申し上げますと、保険料還付金で80万円、還付加算金で30万円をそれぞれ総額するものであります。一方、これに対応する歳出につきましては、保険料還付金で80万円、還付加算金で30万円をそれぞれ増額するものであります。

議第82号 平成26年度遊佐町水道事業会計補正予算(第1号)。本案につきましては、平成26年度水道事業会計予算における第3条に定めた収益的支出について、営業費用における取水配水給水費の修繕費で700万円、総係費の職員給料で5万円をそれぞれ増額し、水道事業費用予定額を2億9,613万円とするものであります。また、予算第4条に定めた資本的収入について、工事請負費の増により、建設改良費で300万円を増額し、資本的支出予定額を2億3,950万円とするものであります。

なお、資本的収入額が資本的支出に対して不足する額2億円については、当年度分消費税及び地方消費税資本的収支調整額863万7,000円、過年度分損益勘定留保資金1,061万3,000円、当年度分損益勘定留保資金1億1,921万円及び建設改良積立金取り崩し6,154万円を補填をするものであります。

議第83号 遊佐町指定介護予防支援等の事業の人員及び運営並びに指定介護予防支援等に係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準を定める条例の設定について。本案につきましては、介護保険法の改正に伴い、指定介護予防支援等の事業の人員及び運営並びに指定介護予防支援等に係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準を条例で規定する必要があるため、提案するものであります。

議第84号 遊佐町指定地域密着型サービス事業者等の指定に関し必要な事項を定める条例の設定について。本案につきましては、介護保険法の改正に伴い、指定地域密着型サービスの事業者等の指定について条例で規定する必要があるため、提案するものであります。

議第85号 遊佐町地域包括支援センターにおける包括的支援事業の実施に関する基準を定める条例の設定について。本案につきましては、介護保険法の改正に伴い、地域包括支援センターにおける包括的支援事業の実施に関する基準を条例で規定する必要があるため、提案するものであります。

議第86号 遊佐町指定地域密着型サービスの事業の人員、設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例の制定について。本案につきましては、介護保険法の改正に伴い、これまで国の省令で全国一律に定められていた「指定居宅介護支援等の事業の人員及び運営に関する基準」が、都道府県が条例で定めることとなったことに伴い、関連する規定を整理する必要があるため、提案するものであります。

議第87号 一般職の職員の給与に関する条例の一部を改正する条例の制定について。本案につきましては、山形県人事委員会勧告に鑑み、一般職の職員の給与及び勤勉手当の改定を行うため、提案するものであります。

議第88号 社会福祉法人の助成に関する条例の一部を改正する条例の制定について。本案につきましては、社会福祉事業法の改正に伴い、関連する規定を整理する必要があるため、提案するものであります。

議第89号 遊佐町国民健康保険条例の一部を改正する条例の制定について。本案につきましては、健康保険法施行令等の一部を改正する政令の制定により、産科医療補償制度の見直しとあわせて、出産育児一時金の支給額が「39万円」から「40万4,000円」に改正されたことに伴い、出産育児一時金の支給額を改正し、出産費用の負担軽減を図ることとするため、提案するものであります。

以上、専決予算案件1件、補正予算案件8件、条例案件7件についてご説明申し上げました。詳細につきましては所管の課長をして審議の過程で説明いたさせますので、よろしくご審議の上、議決くださいますようお願い申し上げます。

以上であります。

議長（高橋冠治君） 条例案件について所管の課長より補足説明を求めます。

議第83号から議第85号まで、本間健康福祉課長よりお願いします。

本間健康福祉課長。

健康福祉課長（本間康弘君） それでは、私のほうから設定条例3本につきまして説明させていただきます。

今回上程させていただく議第83号、議第84号、議第85号の条例案件につきましては、地域の自主性及び自立性を高めるための改革の推進を図るための関係法令の整備に関する法律、第3次一括法の施行に伴い、従来介護保険法や厚生労働省令で定められていた介護予防支援事業所の人員等に関する基準等及び包括的支援事業の実施に係る基準について、市町村の条例で定めることとされたことに伴うものであります。

この制定については、地域のことはその地域の中でみずから決定すべきとの趣旨から、事務を執行する権限の一部を市町村に移譲し、地域の自主性と自立性を高めていこうというものであります。この法律の整備に伴い、本町においても条例の制定が必要となり、平成27年3月31日までに制定しなければならないものを、今回上程させていただいたところであります。

なお、必ずしも市町村独自で制定してよいものではなく、参酌すべき基準型、従うべき基準型の区分により整備することとなり、一定程度制約があることも事実でございます。

今回上程させていただいている案件につきましては、独自の基準を設けたもの、これまでの基準等に倣う形で整備させていただくものでありますが、県及び近隣市町村等との今後の調整を踏まえ、必要に応じて改正させていただくこともあり得ると想定しております。

内容的に概要書をもちまして説明をさせていただきます。議第83号 遊佐町指定介護予防支援等の事業の人員及び運営並びに指定介護予防支援等に係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準を定める条例の設定についてでございます。第1条におきましては、介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準を定める条例の趣旨について規定しているものでございます。

第2条は、指定介護予防支援の事業者に関する基本方針について規定するものでございます。

第3条から第4条につきましては、事業者は事業所ごとの基準をつくるということを規定しなければならないということでございます。例えば従業者の数、それから管理者の設置について置かなければならないというような規定でございます。

第5条から第29条につきましては、指定介護予防支援の事業の運営に関する基準について規定ということでございますけれども、各サービスの利用開始時の内容説明をして、同意を得なければならないと。そ

れから、町独自の基準の中で記録の保存につきましては、法令上は2年間とあるものを独自の基準として事業の提供の完結の日から5年間というふうに保存期間を延長したものでございます。

それから、第30条から第32条までにつきましては、内容につきましては、事業所は医療サービスとの連携や生活機能の改善の実現のための適切なサービスを選択できる計画を事業所が策定しなければならないという規定がここに設けられるところでございます。

第33条については、基準介護予防支援への準用規定でございます。

第84号 遊佐町指定地域密着型サービス事業者等の指定に関し必要な事項を定める条例の設定についてでございます。第1条につきましては、指定地域密着型サービス事業者等の指定に関し必要な事項を定める条例でございますけれども、介護保険法の規定に基づくということで、ここに条例で趣旨について規定しております。

第2条につきましては、特別養護老人ホームの入所定員についての規定でございます。入所定員は29人以下ということに規定しております。

第3条につきましては、指定地域密着型サービス事業者等として指定できるのは、法人とすることについて規定しております。

それから、議第85号 遊佐町地域包括支援センターにおける包括的支援事業の実施に関する基準を定める条例の設定についてでございます。第1条につきましては、この基準を定める条例の趣旨について規定しております。

第2条につきましては、定義ということで、包括支援事業、それから地域包括支援センター、それから第1号被保険者ということについての定義を、介護予防法等の中で基づいた形で定義しております。

それから、第4条でございます。地域包括支援センター職員に係る基準及び当該職員の員数ということでございます。第1号被保険者の数が3,000人以上6,000人未満ごとに置くべき員数ということで、保健師1名、社会福祉士1名、主任介護支援専門員1名というようなことで、員数を規定している条例でございます。

以上でございますけれども、なお、参考でございます。第84号のところの事業所ということでございますけれども、こちらとして町内の施設の想定をしておるのが、指定地域密着型サービス事業者、それから指定地域密着型介護予防サービス事業者につきましては5つございまして、多機能さくらゆざ、グループホームなごやか、それからグループホームさんさん、それから松涛荘、それからにしだての各施設を対象としております。

それから、もう一つ指定介護予防支援事業者ということになりますと、包括支援センターのゆうすいを想定しております。

以上でございます。よろしくご審議いただきますようお願いいたします。

議長（高橋冠治君） 次に、日程第18、補正予算審査特別委員会の設置についてを議題といたします。

議第75号 平成26年度遊佐町一般会計補正予算（第6号）ほか特別会計等補正予算7件については、恒例により小職を除く議員12名による補正予算審査特別委員会を構成し、審査を行うことにいたしたいと思っておりますが、これにご異議ございませんか。

（「異議なし」の声多数）

議 長（高橋冠治君） ご異議なしと認めます。

よって、会議規則第39条の規定に基づき、補正予算審査特別委員会に付託し、審査をすることに決しました。

お諮りいたします。それでは、補正予算審査特別委員会委員長に文教産建常任委員会委員長の那須良太議員、同副委員長に高橋透議員を指名したいと思いますが、これにご異議ございませんか。

（「異議なし」の声多数）

議 長（高橋冠治君） ご異議なしと認めます。

よって、補正予算審査特別委員会委員長に那須良太議員、同副委員長には高橋透議員と決しました。

補正予算審査特別委員会が終了するまで本会議を延会いたします。

（午後3時59分）